

令和元年度「クリーンウッド」利用推進事業のうち
クリーンウッド法定着実態調査
報告書

令和3年2月

林野庁

目次

はじめに.....	1
調査方法.....	2
1. 質問票の作成.....	2
2. ヒアリングの実施.....	2
結果.....	4
3. 事業者の概要.....	4
4. 合法性の確認(各事業者に共通する事項).....	7
5. 合法性の確認(第一種木材関連事業を行う者の取り扱う輸入材について).....	14
6. 合法性の確認(第一種木材関連事業を行う者の取り扱う国産材丸太について).....	21
7. 合法性の確認(第二種木材関連事業を行う者の取り扱う木材・木材製品について).....	25
8. 分別管理、記録の保存及び責任者の設置.....	29
9. 譲り渡しの措置.....	32
10. クリーンウッド法木材関連事業者登録、合法木材供給事業者認定取得の状況.....	35
まとめ.....	42
11. 合法性の確認.....	42
12. 分別管理、記録の保存及び責任者の設置.....	45
13. 譲り渡しの措置.....	46
14. クリーンウッド法に基づく事業者の登録と取組の関係.....	46
○ 参考資料 質問票.....	49

はじめに

平成 29 年(2017 年)5 月に施行された「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律(通称「クリーンウッド法」、以下 CW 法とする。)」に基づき、木材・木材製品の合法性の確認に係る取組を促進するためには、その流通の各段階での木材関連事業者が CW 法を正しく理解しているか、どのような手法、仕組みで合法性の確認を実施しているか、その際、どのような基準・指標で合法性の判断を行っているか、また木材、木材製品を譲り渡す際にどのような手続きを行っているか等の情報を収集するとともに、川上から川下まで木材・木材製品の流通過程における取組についての課題を整理することが必要である。

平成 30 年度「クリーンウッド」利用推進事業のうちクリーンウッド法定着実態調査事業(以下「30 年度事業」)では、1,500 社を対象としたアンケート調査(回答を得たのは 292 社)、38 社を対象としたヒアリング調査を実施した¹。その結果、「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(以下 GL とする。)」に沿った業界団体による自主的な運用が始まって以来、着実に合法性の確認に取り組んでいる事業者が増えてきている一方、CW 法に関する認識が十分とは言えない状況であることがわかった。

令和元年度事業においては、木材関連事業者のうち、可能な限り CW 法に基づく登録制度に登録していない事業者を対象者として選定し、合法性の確認やその情報の管理、譲り渡しの際の手続き等の実施状況を調査し、CW 法の定着の促進に向け、流通の各段階の木材関連事業者が抱える課題を整理した。

本事業の具体的な調査内容は以下のとおりである。

ア 第一種木材関連事業を行う者の取り組むべき措置

- 取り扱う木材(国産材、輸入材)の合法性の確認(追加的措置を含む)の方法
- 木材の譲り渡しの措置(譲り渡す際に納品書等に合法性の確認ができた旨を記載)の方法
- 合法性の確認できた木材と確認できていない木材の分別管理の方法
- 記録の保存方法、責任者の設置の状況
- 取り組むべき措置に関する課題等

イ 第二種木材関連事業を行う者の取り組むべき措置

- 取り扱う木材の合法性の確認(購入元の書類の確認)の方法
- 木材の譲り渡しの措置(譲り渡す際に納品書等に合法性の確認ができた旨を記載)の方法
- 合法性の確認できた木材と確認できていない木材の分別管理の方法
- 記録の保存方法、責任者の設置の状況
- 取り組むべき措置に関する課題等

¹ 平成 30 年度クリーンウッド法定着実態調査事業報告書

<<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/jouhou/pdf/r1/r1report-jittai.pdf>>

調査方法

1. 質問票の作成

調査を効率的に進めるため、事前に質問票(参考資料参照)を作成した。本事業の調査内容と質問票の対応は表 1 のとおりである。質問票にはこの他、基本的な事業の内容、CW 法登録木材関連事業者制度への登録状況やその理由、GLに基づく合法木材供給事業者認定の取得状況やその理由についても含めた。

表 1 調査内容と質問票項目の対応

調査内容の項目	質問票の項目
ア 第一種木材関連事業を行う者の取り組むべき措置	
取り扱う木材(国産材、輸入材)の合法性の確認(追加的措置を含む)の方法	3.1.4, 3.2.1-3.2.8, 3.3.1-3.3.7
木材の譲り渡しの措置(譲り渡す際に納品書等に合法性の確認ができた旨を記載)の方法	5.1.2-5.1.5
合法性の確認できた木材と確認できていない木材の分別管理の方法	4.1.1-4.1.2
記録の保存の方法、責任者の設置の状況	3.1.5
取り組むべき措置に関する課題等	3.2.9, 3.3.8
イ 第二種木材関連事業を行う者の取り組むべき措置	
取り扱う木材の合法性の確認(購入元の書類の確認)の方法	3.4.1-3.4.5
木材の譲り渡しの措置(譲り渡す際に納品書等に合法性の確認ができた旨を記載)の方法	5.1.2-5.1.5
合法性の確認できた木材と確認できていない木材の分別管理の方法	4.1.1-4.1.2
記録の保存方法、責任者の設置の状況	3.1.5
取り組むべき措置に関する課題等	3.4.6

2. ヒアリングの実施

ヒアリングの対象事業者は、サプライチェーンや業種の地域的な分布等に留意して選定し、最終的に北海道から鹿児島県の 28 事業者に対して実施した(表 2)。30 年度事業と異なる点として建築建設を主な事業内容とする 8 事業者を含めた。また、30 年度事業ではヒアリング対象 38 事業者中 24 事業者が CW 法登録事業者であった²が、本年度事業では非登録事業者を重点的に選定し、28 事業者のうち、CW 法登録事業者は 7 事業者、21 事業者は非登録事業者であった。ヒアリング先の事業者は主な事業ごとに、流通、加工、プレカット、家具、建築建設に分類した。

ヒアリングは令和 2 年(2020 年)8 月 3 日から 11 月 25 日の間に実施した。質問票を送付し、基本的な回答を得ることにより、ヒアリングでは項目を絞って質問を行った。収集した情報をもとに、各項目について事業者の取組状況を整理、分析した。

2 平成 30 年度グリーンウッド法定着実態調査事業報告書 p37
<<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/jouhou/pdf/r1/r1report-jittai.pdf>>

表 2 業種別のヒアリング先事業者数

業種※	事業者数	CW 法登録事業者数	所在都道府県
流通（商社、原木市場等）	7	4	青森、岩手、東京 2、長野、石川、愛知
加工（製材、合板、集成材製造等）	8	2	栃木、埼玉、新潟、大阪、奈良 2、宮崎、鹿児島
プレカット	2	1	栃木、福井
家具	3		大阪、広島 2
建築建設	8		北海道、青森、福島、東京、福井、愛知、奈良、宮崎
合計	28	7	

※：事業者の業種は中心的な事業で分類した。

結果

3. 事業者の概要

(問 1.1.3, 1.1.4, 1.1.5, 1.1.8, 1.1.11)

ヒアリングを実施した 28 事業者の事業内容等の概要を表 3 に示す。第一種木材関連事業は 17 事業者が行っていたが、このうち、輸入材を取り扱っているものは 12 事業者、国産材丸太の調達をしているものは 10 事業者、両者を行なっているものは 5 事業者であった。流通 7 事業者の全て、加工 8 事業者のうち 7 事業者、家具 3 事業者の全ては第一種木材関連事業を行っていた。一方、第二種木材関連事業は 26 事業者が行っていた。このうち、第二種木材関連事業のみを行っている事業者は 11 事業者で、プレカット 2 事業者の全て、建築建設 8 事業者の全てと、加工の 1 事業者がこれに該当した。

各事業者の規模は、従業員数 3～1,271 人、資本金 500 万円～10 億円、2019 年度売上高 1.6 億円～862 億円であった。

前述のように 28 事業者のうち CW 法登録事業者は 7 事業者であった。第一種木材関連事業を登録していたのは流通の 4 事業者(うち 2 事業者は第二種も登録)、第二種木材関連事業を登録していたのは流通、加工のそれぞれ 2 事業者と家具の 1 事業者の計 5 事業者であった。GL に基づく団体認定については、認定の対象外である建築建設業を除く 20 事業者のうち、家具の 1 事業者を除く 19 事業者が認定を受けていた。販売拠点、工場ごとに複数認定を取得しているプレカット事業者も存在した。CW 法登録事業者は、全てが GL に基づく団体認定取得事業者であった。また、都道府県産材認証、森林認証をそれぞれ 9 事業者が取得していた。

表 3 ヒアリングを実施した事業者の概要

業種	所在地	事業内容			従業員数規模※1	資本金規模※2	2019年度売上高規模※2	CW法登録※3	GL認定※4	県産材認証	森林認証※5
		第一種輸入	第一種国産	第二種							
流通	東京	○	○	○	3	3	5	1+2	○	○	○
	東京	○	○	○	3	3	5	1+2 ※6	○		○
	愛知	○		○	2	2	4		○		○
	青森	○		○	(2)	(2)	(4)		○		
	岩手		○		2	2	4	1	○	○	
	長野		○		2	3	3	1	○	○	○
	石川	○		○	2	2	4		○	○	○
加工	栃木		○	○	(3)	2	(5)		○	○	
	埼玉			○	2	(2)	3	2	○	○	
	宮崎		○	○	3	(2)	(4)		○		○
	鹿児島		○	○	(2)	(2)			○		
	新潟	○	○	○	3	2	4	2	○		
	大阪	○	○	○	3	3	5		○	○	○
	奈良	○		○	3	3	4		○	○	
	奈良	○		○	(2)	(2)			○		
プレカット	栃木			○	3	3	(5)		○	○	
	福井			○	2	2	4	2	○		
家具	大阪	○	○	○	(4)	(5)	(5)		○		○
	広島	○		○	(3)	(3)	(4)				○
	広島	○		○	3	3	5		○		
建築建設	北海道			○	2	2	4		/		
	青森			○	1	1	3				
	福島			○	2	2	4				
	東京			○	4	2	5				
	福井			○	1	2	3				
	愛知			○	3	4	5				
	奈良			○	2	2	4				
	宮崎			○	2	2	4				
合計		12	10	26				7	19	9	9

※1: 従業員数規模:1: 1~9人、2: 10~99人、3: 100~999人、4: 1000人以上。空欄は回答が得られなかったもの。

※2: 資本金規模、売上高規模 1: 100~999万円、2: 1000~9999万円、3: 1~9億円、4: 10~99億円、5: 100億以上。空欄は回答が得られなかったもの。

※3:クリーンウッド法に基づく登録を受けた木材関連事業者。1:第一種木材関連事業の登録、2:第二種木材関連事業の登録

※4:「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に基づく団体認定を受けた事業者。なお建築建設業は対象外。

※5:FSC(森林管理協議会)認証、PEFC(PEFC 森林認証プログラム)認証、SGEC(緑の循環認証会議)認証など

※6 第二種木材関連事業の登録については一部の商品のみ登録
括弧内はウェブ上で公開されていた数値

4. 合法性の確認（各事業者に共通する事項）

4.1. 合法性が確認できる木材の調達方針はどうか？

合法伐採木材の取り扱いなどに関する方針（問 1.1.10）、サプライヤー（調達先）との合法性に関する契約（問 3.1.3）、分別管理の状況（問 4.1.1）などについての質問に対して、合法性が確認できる木材のみを調達する方針を持っていると回答した事業者が存在し、これを整理すると流通・加工の 8 事業者で、このうち CW 法登録事業者は 2 事業者であった。それ以外の 20 事業者は合法性を確認できなかった木材や確認しなかった木材も調達していると回答した。

しかしながら、合法性確認の方法についての質問（問 3.2.1、3.2.2、3.2.4、3.3.1、3.3.2、3.3.3、3.4.1）に対する回答をみると、この「合法性が確認できる木材のみを調達する方針を持っている事業者」が、そのような方針を取っていない事業者よりも厳密な「確認」を行っているわけでは必ずしもなかった。合法性が確認できる木材・木材製品のみを調達する方針を持っている事業者の一部は、調達先から何らかの書類があれば「確認」できたとしていた一方、そのような方針を取っていなかった事業者の一部は、調達先からの書類があったとしてもそれだけではその信頼性に確信が持てなければ合法性が未確認な木材とする慎重な対応をしていた。

4.2. 売買契約を結ぶ際に、合法性に関する取り決めを契約書に盛り込んでいるか？ サプライヤーに誓約書への署名を求めているか？（問 3.1.3）

サプライヤー（調達先）との合法性に関する契約について 15 事業者から回答を得た。このうち第一種木材関連事業を行っているのは 7 事業者であった。内容については、「合法的に伐採された木材を供給すること」を調達先との契約書の中に盛り込んでいた事業者、「合法性を確認するための書類が必要であった場合に提供すること」を盛り込んでいた事業者、何もしていない事業者、の 3 タイプに分けられた（表 4）。

「合法的に伐採された木材を供給すること」を調達先との契約書の中に盛り込んでいたのは流通の 3 事業者で、全て第一種木材関連事業を行っている事業者であった。1 事業者は、特にロシアと中国のサプライヤーに対して、契約を結ぶ際に自己宣言書（Self declaration）を提出してもらい、責任を明確にさせていた。また、「合法性を確認するために書類が必要であった場合、取引後であってもサプライヤーが提供すること」を契約書に盛り込んでいたのは流通・家具・建築建設の 3 事業者であった。

一方、9 事業者は、合法性について特に取り決めをしていないと回答した。

CW 法登録事業者の中でみると（回答を得られなかった事業者を除く）、これらの契約を結んでいる者は 2 事業者、結んでいない者は 3 事業者であった。

表 4 サプライヤー(調達先)との合法性に関する契約内容別の事業者数

業種	合法的に伐採された木材を供給すること	合法性を確認する書類が必要であった場合に提供すること	特に契約していない
流通	3	1	2
加工			1
プレカット			1
家具		1	
建築建設		1	5
合計	3	3	9

4.3. 合法性の確認はいつ行っているか？ (問 3.1.4)

調達した木材・木材製品の合法性の確認をいつ行っているかについて 11 事業者から回答を得た(表 5)。

流通・加工の 6 事業者は、契約や調達の都度全て合法性の確認を行っており、後から調達先に合法性に関する証明書類(以下「証明書類」とする。)を要求したりすることはないと回答した。

一方、1 プレカット事業者は、購入先によって、最初から合法性や認証材の記載が納品書にある場合も、個別に証明書類を依頼する必要がある場合もあると回答した。また、家具・流通の 2 事業者は入荷する全ての製品に対する合法性の確認ではなく、仕入開始時や、製品や樹種の変更時等に確認していた。このほか国土交通省の地域型住宅グリーン化事業の補助金申請時にのみ合法性の確認を行っていたと回答した建築建設事業者や、基本的に信頼関係で取引をしているので合法性の確認は行っていないと回答した建築建設事業者が存在した。

CW 法登録事業者の中で見ると、全ての契約や調達の都度の確認を行っている者が 3 事業者、それ以外が 1 事業者であった。

表 5 合法性の確認を行っているタイミング別の事業者数

業種	全て契約や調達の都度	一部は調達の都度	仕入開始時、製品や樹種の変更時	補助金申請時	確認していない
流通	3		1		
加工	3				
プレカット		1			
家具			1		
建築建設				1	1
合計	6	1	2	1	1

4.4. 合法性の確保作業はどの部署が担当しているか (問 3.1.5)

合法性の確認の担当部署については 20 事業者から回答を得たが、以下の 6 タイプに分類できた

(表 6)。なお 1 加工事業者は 2 つのタイプに該当した。

<1 部門のみで担当>

3 事業者は、仕入時の確認から証明書発行までの全ての合法性の確保の業務を一つの部門で行っていた。具体的には以下のように行っていた。社長が担当。仕入時の確認を生産管理部で行っている。本社生産部で一元化して管理している。

<部門間で分担>

4 事業者は、仕入時の合法性の確認と、出荷時の証明書類の発行を異なる部署が担当していた。仕入時は営業が担当エリアのサプライヤーから証明書を取得し、出荷時はコーポレート部が納品書等へ記入する。入荷時は仕入部が、出荷時は業務管理部が担当する。入荷、出荷ともに仕入部が管理し、データの inputs は現場が行うが、証明書は本部から直接ビルダーへ渡す。調達先や調達品の決定、合法性の確認・判断、データの管理は調達担当者が行い、譲り渡す際の合法性に関する書類については納入先から要求があった場合に営業部で作成、発行する。

また、2 事業者は品目ごとに異なった部署が仕入時の合法性の確認を担当していた。1 家具事業者は、ベッドフレームや箱モノなどの輸入製品(第一種)については開発担当部署が、自社加工品の原料(商社経由の第二種)については工場の発注担当部署が担当し、それぞれ合法性の確認・判断、データ管理、分別管理を行う。譲り渡す際の合法性に関する書類の発行は品質保証部が行うことになっているが、これまで実際に書類の依頼を受けたことはなかった、と回答した。1 加工事業者も、輸入材は本社資材部が、国産材は各工場の管理課が担当していた。

<担当部門+役員>

5 事業者は、仕入時に、基本的な作業を担当する部署に加え、必要に応じて役員レベルでの判断も行うことによって、合法性の確保の質を高めていた。仕入は事業部が担当し、現地確認まで実施するが、仕入するかどうかは社長が最終的に決定する。資材部が担当するが、新たなソースから商社を通して買う前には、契約前に資材部だけでなく、社長を含む担当役員に話をして買うかどうか、量などを決める。品質管理課で管理しているが、仕入の最終決定は社長が行う。現場レベルでは生産担当部署が担当(開発と製品の部署の 2 名)しているが、最終的な責任者は ISO14000 担当の副社長。1 加工事業者は、前述のように輸入材は本社資材部が、国産材は各工場の管理課が担当しているが、原木購入管理規定を設定しており、新規調達先の決定についてはそれに基づき取締役会で決定していた。

<本社が統轄+各営業所が担当>

流通の 4 事業者も、事務的な作業は各営業所が担当するが、本社の専門知識を持った部門が統轄することによって合法性の確保の質を高めていた。経営企画担当部署が統括し、合法性の確認資料の入手や現地での確認は営業企画担当部署が行う。本社の木材事業企画担当部署が主導し、

支店及び各営業所へやり方を指示している。調達の決定、分別管理、証明書類の発行は各木材センター、合法性の確認とそのデータ管理は業務部が担当している。1 流通事業者は、第一種については本社の営業企画担当部署がルールを作り、営業所単位で管理し、同部署に情報を報告させる。以前は同部署で管理していたが、5 年以上前に、合法木材の認定団体である業界団体からの助言等により、現場に近い営業所で管理するようになった。第二種については営業所ごとに管理している、と回答した。

<担当部署は決まっていない>

2 事業者は担当部署が明確になっていなかった。販売先に求められたときのみテクニカルサービスセンターが行う。特定の部署が担当することはなく、強いて言えば、補助事業を担当する営業や工務担当者となる。

<担当部署なし>

また、1 建築建設事業者は、1,000 人以上の従業員人数を擁する事業者であったが、そもそも合法性の確保に関する取組を行っていないので担当部署はないと回答した。

表 6 合法性の確認作業の担当部署別の事業者数

業種	1 部門で 担当	部門間 で分担	担当部門＋ 役員	本社が統轄 ＋各営業所	担当部署は決ま っていない	担当部署 なし
流通		2		4		
加工	1	2※	4※		1	
プレカット	1	1				
家具	1	1	1			
建築建設					1	1
合計	3	6※	5※	4	2	1

※：1 加工事業者は両方のタイプに分類された

4.5. 合法性の確認を何年前から行っているか？確認を始めたきっかけは何か？（問 3.1.6）

合法性の確認を始めた時期については、8 事業者から回答があり、GL の運用が開始された 2006 年、それが浸透してきた 2011 年頃、CW 法が施行された 2017 年前後、とタイプ分けされた(表 7)。また、元々合法性の確認を行っていたが、CW 法施行をきっかけとして、より慎重に確認するようになったと回答した 2 事業者も存在した。

<平成 18 年(2006 年)の林野庁ガイドライン(GL)導入時から>

流通・加工の 4 事業者は、GL が導入され、自社が合法木材供給事業者認定を受けた、またはそ

のために自主的行動規範を作成した 2006 年から合法性の確認を始めていたと回答した。

＜平成 23 年(2011 年)頃に GL の浸透とともに＞

流通・プレカットの 3 事業者は 2011 年前後に GL に基づく合法性の確認を始めていた。10 年前に GL への対応として始めた。団体認定を取得した 2011 年から合法性の確認を開始。地域型住宅ブランド化事業³や地域型住宅グリーン化事業⁴開始に伴い、必要性が生じたために 2011 年から合法性の確認を始めた。

＜平成 29 年(2017 年)の CW 法の施行を契機に＞

1 家具事業者は、以前は調達先に証明書類を請求していなかったが、CW 法の施行に伴い、合法性の確認を始めるようになったと回答した。

＜その他＞

2 事業者は、合法性の確認を開始した時期についての回答はなかったが、CW 法の施行を契機として、より慎重に合法性の確認をするようになっていた。そのうちの 1 流通事業者は、民有林からの木材について、CW 法施行以前から合法性の確認と納品書への記載を入荷の条件としていたが、根拠書類は求めておらず GL に基づく合法性証明書⁵のみでも受け入れていた。しかし CW 法が動き始めたことがきっかけとなり、2018 年頃から伐採の根拠書類(適合通知書等)までの入手を徹底するようになった、と回答した。また 1 家具事業者は、元々古紙の誤表記の問題⁶での批判などがあり、今後そうならないようにとの考えから調達先に確認するようしていた。CW 法対応として、2017 年から自社独自のデューデリジェンスマニュアルを作成し、サプライチェーンの 3 段階上流まで証明書類の確認を行うようになった。合法性の確認の専任担当者は、以前は 1 名だったが、CW 法対応で開発と製品の部署の 2 名に増員した、と回答した。

³ 2012～2014 年度に実施

⁴ 2015 年度から実施

⁵ GL に基づく合法性の証明は納品書への記載などの形態をとることもあるが、本報告書では全て「合法性証明書」とした。

⁶ 古紙の誤表記の問題がおきたのは 2008 年頃

表 7 合法性の確認の開始時期別の事業者数

業種	2006年のGL導入から	2011年頃から	2017年のCW法施行から	その他
流通	3	1		1
加工	1			
プレカット		2		
家具			1	1
建築建設				
合計	4	3	1	2

4.6. 合法性の確認のためにどれぐらいの追加コストが発生したか？（問 3.1.7）

合法性の確認のためにかかった追加コストについて、10事業者から回答を得た。合法性の確認のための追加コストはほとんどかかっていないと回答した事業者と、追加コストがかかっていると回答した事業者はそれぞれ5事業者であった(表8)。

第一種木材関連事業(特に輸入材について)を行っている事業者は、第二種木材関連事業のみを行っている事業者よりも追加コストがかかったと回答する事業者が多いのではないかと考えられたが、そのような傾向は見られなかった(表9)。その理由の一つとしては、GLに基づく団体認定事業者の取組の中でも、素材生産や流通など川上の方が木材加工や流通など川下よりも合法性等の証明がなされた木材・木材製品の割合が高かった⁷ことに示されるように、川上ほど全量の合法性確認を行っている事業者が元々多かったことが考えられる。

<追加コストはほとんどかかっていない>

5事業者は、合法性の確認のために追加的なコストはほとんどかかっていないと回答した。追加的なコストがかかっていない理由としてはすでにGLに対応した合法性の確認作業が行われていたことなどが挙げられた。GLに基づく事業者認定を取得する時に手間がかかったが、それ以降はほとんどかかっていない(【第一種国産】)。合法木材を要件とする補助事業導入当初は、調達先からの様式がばらばらで、統一様式を作るのに若干の手間がかかったが、現在は補助事業実施の必要書類として定着しているので、追加的なコストはかかっていない(【第二種】)。海外を含めてサプライヤーにはそれぞれ年数回出張し、現物の確認を行っていたことから、書類の整理等は別にして、掛かり増しは特に発生していない(【第一種輸入・第二種】)。業者に電話で書類の請求などを行っているだけで、特にコストはかかっていない(【第一種輸入・第二種】)。特にコストは感じていない。むしろ県産材証明の方が手間になっている(【第一種輸入・第一種国産・第二種】)。

<追加コストがかかっている>

5事業者は追加的なコストがかかっていると回答した。追加コストとしては、(1)合法性の確認や証

⁷ <http://www.goho-wood.jp/nintei/torikumi.html>

明書類の発行作業に関する人件費、(2)森林認証取得費用や GL 認定団体への年会費、(3)海外調査など合法性の確認(=デューデリジェンス:Due Diligence、以下 DD とする。)実施費用が挙げられた。

納品書のチェック、工務店への出荷証明書発行の手間などを行う生産部事務スタッフの人件費は年間約 200 万円かかっている。これには CW の登録費用は含めていない(【第二種】)。組合として購入して出荷する分についてはそこまで負担が増えた訳ではない。しかし組合員の丸太を仲介している分についても販売先から根拠書類の提出を求められるようになり、その徴収、取りまとめ及び提出の負担が大きくなっている(【第一種国産】)。販売先への合法性の確認に係る資料提出作業の人件費は年間 112 万円程度、また FSC 認証取得関連で年間 112.5 万円かかっている(【第一種輸入・第二種】)。各加盟認定団体への年会費、更新料、手数料など、年間約 100 万円かかっている。これには人件費は含めていない(【第二種】)。最近では合法性の確認(DD)のための中国出張で 50 万円かかったが、今後ベトナムなどへも DD を行っていく中で年間 100 万円以上はかかると予測している。なお、社内の商品の電子管理システムに合法性の確認の有無のチェック欄の追加設定をやってもらったが、こちらの方は 100 万円/月の保守契約(2007 年から)の中でやってもらい、追加的なコストはかからなかった(【第一種輸入・第一種国産・第二種】)。

表 8 合法性の確認の追加コストの有無別の事業者数

業種	無	有
流通	2	2
加工	1	
プレカット		2
家具	1	1
建築建設	1	
合計	5	5

表 9 事業内容別の合法性の確認の追加コストの有無別事業者数

業種	無	有
第一種輸入・第一種国産・第二種(5)	1	1
第一種輸入・第二種(7)	2	1
第一種国産(2)	1	1
第二種(11)	1	2
合計	5	5

カッコ内は該当する事業者総数(回答しなかった事業者も含む)

5. 合法性の確認（第一種木材関連事業を行う者の取り扱う輸入材について）

5.1. 輸入している木材・木材製品について、どのような書類や情報を根拠に合法性を確認しているのか？（問 3.2.1.）

木材・木材製品の輸入は12事業者が行っていた(1.3節)が、そのうち10事業者からどのような書類や情報を根拠に合法性を確認しているかについての回答を得た(表 10)。合法性の確認方法としては森林認証、輸入先政府からの証明書類、輸入先の業界団体からの GL に基づく合法性証明書が用いられていた。どのような方法を用いたかについては、輸入先の国の違いによる影響が大きかった。

<森林認証>

流通・加工・家具の 9 事業者は、欧州、北米、中国、ロシア等からの木材の合法性の確認に PEFC⁸や FSC⁹などの森林認証を合法性の確認に用いていた。特に、欧州、北米では認証されている森林面積が広く、認証材の生産量も多いために、その情報によって合法性を確認できるケースが多かったと考えられる。また、CW 法登録事業者である 1 流通事業者は、ロシア、中国、ベトナムからの輸入材については認証材のみを合法性が確認できた木材としていた。

森林認証の活用に関して、「数年前は認証材だと高かったが、最近はそれほど変わらないサプライヤーもいる。ただしカントリーリスクの高いロシアや中国などの場合、工場が認証を持っているが、輸出事業者が持っていないケースもあり、注意が必要である」と回答する流通事業者も存在した。

<輸入先政府からの証明書類>

流通・家具の 4 事業者は、欧州、米国、マレーシア、インドネシア、中国政府からの木材の合法性の確認に、輸入先政府からの証明書類を用いていた。特にマレーシアからの輸入に関しては政府の承認済み輸出申告書(K2 Form)、インドネシアからの輸入に関しては木材合法性認証機関からの証明書類(V-Legal)のみが活用されており、森林認証などは使われていなかった。

CW 法登録事業者である1流通事業者は、ベトナム、中国、ロシア産の木材、中国からのロシア産ナラ・タモ材やチリ産ラジアータパイン材について、現地政府からの証明書などは取得しているものの、その信頼性に確信を持てないため、全て「未確認材」として登録実施機関へ報告していると回答した。

<輸入先の業界団体からの GL に基づく合法性証明書>

流通・加工・家具の 4 事業者は、合法木材事業者認定団体である米国のアメリカ広葉樹輸出協

⁸ PEFC; Programme for the Endorsement of Forest Certification Schemes; PEFC 森林認証プログラム

⁹ FSC; Forest Stewardship Council; 森林管理協議会

会(AHEC)とロシアの極東木材輸出協会(ダリエクスポートレス)からの GL に基づく合法性証明書
 合法性の確認に用いていた。

表 10 国・地域別の輸入材の合法性の確認の方法

欧州	<ul style="list-style-type: none"> • 認証材の指定で購入。 • FSC 認証材を調達。 • フィンランド、エストニアから直買で輸入するレッドウッド材は、PEFC 認証証明書で確認。 • フィンランド、スウェーデンの調達先は PEFC 取得企業。100%認証材の場合もあれば、そうでない場合もある。伐採地点までの確認はしていない。 • 州の証明か原産地証明を取得。
北米	<ul style="list-style-type: none"> • 認証材の指定で購入。 • 米加材の原木は、SFI(Sustainable Forestry Initiative)等の認証材。
アメリカ	<ul style="list-style-type: none"> • 合法木材事業者認定団体であるアメリカ広葉樹輸出協会(American Hardwood Export Council: AHEC)からの合法性証明書(Responsible Procurement Policy: RPP)。 • 場所によっては州の証明か原産地証明も取得。
カナダ	<ul style="list-style-type: none"> • PEFC 認証。証書の確認以上のこと、例えば伐採地までのトレーサビリティの確認などは実施していない。
マレーシア	<ul style="list-style-type: none"> • 政府の承認済み輸出申告書(K2 Form)。
インドネシア	<ul style="list-style-type: none"> • 木材合法性認証機関からの合法証明書(V-Legal)。
タイ	<ul style="list-style-type: none"> • 合法性の確証が取れないので「未確認材(合法性の確認ができなかった材)」という扱いにしている。
ベトナム	<ul style="list-style-type: none"> • 認証材のみを合法伐採木材と判断。その他は合法性の確認に至らなかったものとして取扱。 • 地方政府の証明書類が出てくるが信頼性に欠けるため、「未確認材」という取扱。

中国	<ul style="list-style-type: none"> • ベッドフレーム完成品は FSC の CoC 認証品(※)(FSC ミックス)を調達。LVL も FSC 認証取得事業者からの調達。 • 認証材のみを合法伐採木材と判断。その他は合法性の確認に至らなかったものとして取扱。 • 植林木ポプラに関し現地での許可。 • ポプラは、伐採許可や輸送許可などは入手できるが、合法性の確認が取れないので、「未確認材」という扱いにしている。
ロシア	<ul style="list-style-type: none"> • ラーチの単板は、100%認証材。 • 認証材のみを合法伐採木材と判断している。 • ダリエクスポートレス(極東木材輸出協会)の団体認定企業からの合法性証明書。 • 様々なサプライヤーから調達しており、全体として合法と言えるか確実ではないため、全て未確認材扱いにしている。FSC 認証材の希望があれば確保できるが、ニーズがない。

※: FSC や PEFC には生産林が持つ森林認証(FM)と、加工流通段階の認証(CoC)認証がある。

5.2. 輸入先の国の法制度やその執行状況、当該樹種に関する違法伐採の状況などの情報収集を行っているか？また、それに基づいて、合法性の根拠とする書類や情報やその取得頻度を変えていることはあるか？（問 3.2.2.）

木材・木材製品の輸入を行っている 12 事業者のうち、現地調査などの追加的な情報収集を行ったとの回答があったのは以下の 3 流通事業者で、追加的な情報収集を行っていない、または回答を得られなかった事業者がほとんどであった。

1 流通事業者は、中国の LVL サプライヤー 7 事業者中 1 事業者に対して現地調査を一度実施し、合法性の確認(DD)ができるか判断し、さらに現地での調査を継続している。この調査については国内外の第三者機関 3 社に調査の見積もりを依頼したが、50 万～数百万円と高額だったので自社で行った。中国の LVL は認証材を調達するのが難しいので、今後も自社で DD を行う方針で、ベトナム産合板、さらにロシア材の DD も行う予定である、と回答した。1 家具事業者も、中国まで行って、チェックシートで合法性を確認したことがあると回答した。

別の 1 流通事業者は、高級内装、建具、楽器用材など輸入している製品の性格上サプライヤーと長い付き合いがあり、元々製品の確認を現地も含めて頻繁に行っていたが、その都度、合法性についての情報収集も行っていると回答した。

5.3. サプライヤーから提供される情報以外の情報（樹種の DNA 同定、安定同位体分析による産地推定など）は利用しているか？（問 3.2.3.）

輸入した木材・木材製品の樹種の DNA 同定、安定同位体分析による産地推定など、サプライヤーから提供される情報以外の情報を合法性の判断に利用していると回答した事業者は存在しなかった。

DNA による樹種同定を自社の研究所に検討させたことがある 1 流通事業者があったが、コストがかかりすぎる(1,000 万円くらい)ことから実施には至らなかったとの回答であった。また別の流通事業者は、フェース&バックにオクメなどの熱帯樹種が使われている中国産合板などであればサプライヤーからの情報だけでは樹種や産地の確証が持てないが、そのような製品は初めから取り扱っていないのでこのような技術を必要としていない、と回答した。

5.4. どのような情報源から（問 3.2.4.）のどのような情報（問 3.2.5.）を利用して、上記の書類や情報が合法性の根拠として妥当であると判断しているか？

輸入した木材・木材製品の合法性の確認に利用した情報源やその情報の内容について 8 事業者から回答を得た(表 11)。

流通・家具の 2 事業者はクリーンウッド・ナビ¹⁰で公開されている情報を利用していると回答した。この 2 事業者は全国木材組合連合会の合法木材ハンドブック¹¹、NEPCon¹²のホームページ上で公開されている情報も利用し、合法性の根拠となる書類、違法伐採リスクの判断を行っていた。

流通・家具の 4 事業者は第三者への問い合わせ等によって得た情報を利用していると回答した。具体的には、業界団体(日本木材輸入協会、日本家具産業振興会、全国天然木化粧合板工業協同組合連合会)や同業他社からの情報、セミナーの講演内容、認証機関(日本ガス機器検査協会)や林野庁への問い合わせによって得た情報を利用していた。

また、調達先からの情報を利用していると回答した事業者も流通・加工・家具の 4 事業者あった。特に 1 加工事業者は、仕入先を信頼しており、情報を提供してくれるサプライヤーからのみ購入するようにしているので、その他の情報は利用していないと回答した。

クリーンウッド・ナビに関し、2 流通事業者は、合法性の判断を行う上で必要な情報が十分に提供されていないと回答した。具体的には「これを出したら合法として認める」というクリアな情報、違法伐採がどの国でどれくらい行われているかという情報、中国に関する情報の充実を求める回答があった。

¹⁰ <https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/>

¹¹ <http://goho-wood.jp/ihou/handbook.html>

¹² <https://preferredbynature.org/sourcinghub/timber> (各国の違法伐採リスク情報を提供する NGO。2020 年 10 月に Preferred by Nature に改称)

表 11 合法性の確認に利用した調達先以外の情報源(複数回答可)別の事業者数

	クリーンウッド・ナビ	その他公開第三者 情報	第三者への問い 合わせ	なし
流通	1	1	2	1
加工				2
プレカット				
家具	1	1	2	1
建築建設				
合計	2	2	4	4

5.5. 輸入材について、合法性を確認することが難しい調達先、樹種、木材製品としてはどのようなものがあるか？（問 3.2.6.）

輸入木材・木材製品の、合法性を確認することが難しい調達先、樹種、木材製品について流通・家具の3事業者から回答を得た。流通・家具の3事業者は全て中国からの輸入材について合法性を確認することが難しいと回答した。これらの事業者は中国からの輸入材のうち、国内で栽培した樹木から農民が作った単板で製造された LVL、ロシア材の中国での加工品について、ともに中国における証明書類が出てくるが、認証材以外は信頼性に確信が持てないと判断していた。1 流通事業者は、中国で発行された CITES 輸出許可証¹³のついたロシア材加工品や PEFC 認証のチリ材加工品についても、中国の調達先からの書類だけでは合法性が確信できないと慎重な判断を行っていた。これらの対応を取っている事業者のうち2事業者は CW 法登録事業者であった。

その他ベトナム、ロシア、アフリカなどの国も合法性の確認が難しい国として挙げられた。

5.6. 取り扱っている輸入木材・木材製品のうち合法性が確認できない／疑わしいものについて、これまで行ってきた対処はどのようなものがあるか？ 今後はどのような対処を行う方針を持っているか？（問 3.2.7.）

輸入木材・木材製品の合法性が確認できない／疑わしいものへの対処について8事業者から回答を得た(表 12)。そもそも合法性の確認が取れないものや疑わしいものは調達しない方針を持つ事業者、現地確認を行って合法性の確保に努めている事業者、合法性が確認できない木材製品の輸入を続けている事業者にタイプ分けできた。

合法性の確認が取れないものや疑わしいものは調達しない方針は、流通・加工の4事業者が持っていた。うち1加工事業者は特に輸入材については森林認証取得企業からのみ購入していると回答

¹³ 各国のワシントン条約(絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約、CITES) 管理当局が発行した輸出を許可する書類。ワシントン条約の付属書 II、付属書 III 掲載種が対象となる。なお当該事業のヒアリング先事業者は、CITES 輸出許可証は調達先の中国ではなく、伐採国のロシア政府が出すものが正しいのではないかと疑問に思い、このような判断を行っていたが、ワシントン条約のルールでは、直接の輸入先である、中国政府発行の書類で問題ない。

した。

現地調査は流通・家具の2事業者が実施していた。1家具事業者は、現地調査を行った結果、なお合法性に確証が持てない場合は、これまで扱っていたものであってもグリーン購入法対象商品から外した、と回答した。一方、1流通事業者は、中国、ベトナム、ロシアからの輸入材について、現在までのところ認証材のみを合法性が確認できた木材としているが、コスト面もあり、最初から認証材のみを調達する方針は取らず、現地調査によるDDの実施を進めている、と回答した。

合法性が確認できない木材の輸入を続けていたのは流通・家具の2事業者存在した。1流通事業者は、現在CW法の下では未確認材も販売できるので、合法性について自信がないものやその確認が大変なものは未確認材として取り扱っている、と回答した。1家具事業者は、現在取り扱っている多様な商品の調達先の中には自社からの合法性に関する問い合わせに回答がないケースがあり（海外がほとんど）、今後の取扱については検討中となっている、と回答した。

また、今後の方針について、2事業者から以下のような回答があった。合法性の確認が難しい中国からのポプラのLVLについて、販売先（ドア製品などに使っている大手住宅メーカー）から合法性の確認についての要求が厳しくなれば調達方法を変えることもあり得る。将来CW法の下で未確認材の販売が不可になれば、追加の確認作業を行うことになると考えている。

表 12 合法性が確認できない／疑わしいものへの対処法別の事業者数

業種	合法性の確認が取れないものは調達しない	現地確認	取扱継続
流通	2	1	1
加工	2		
プレカット			
家具		1	1
建築建設			
合計	4	2	2

5.7. 輸入材の合法性の確認を進めた結果、サプライヤーとの関係に変化はあったか？ (問 3.2.8.)

回答のあった4事業者のうち、流通・家具の3事業者は合法性の観点から調達先を変更したことはない、と回答した。一方で、中国まで行って合法性の確認（DD）を行った結果、合法性の確証が持てなかったため、サプライヤーを変更したこともあるという家具事業者も存在した。

5.8. その他輸入材について、合法性を確認する際の問題点、課題（問 3.2.9.）

第一種木材関連事業において輸入材の合法性の確認をする際の課題について、流通・家具の3事業者から回答を得た。

- 現地の法律を理解することが難しい

- 調達先からの書類が正しいものなのか判断が難しい
- 書類のみでは不十分と考えて現地調査を行う場合、費用がかかる

このため、将来「合法性の確認が取れなかった木材」の販売を行うことが禁じられた場合、書類の信頼性の低い中国、ベトナム、ロシアからの輸入材について合法性を確保するためにさらにコストがかかるようになると予測する流通事業者も存在した。

6. 合法性の確認（第一種木材関連事業を行う者の取り扱う国産材丸太について）

6.1. 調達する国産材丸太について、どのような書類（伐採届など）や情報（サプライチェーン等）を根拠に合法性を確認しているのか？（問 3.3.1.）

国産材丸太に関する第一種木材関連事業は10事業者が行っていた(1.3節)が、そのうち8事業者からどのような書類や情報を根拠に合法性を確認しているかについての回答を得た(表 13)。これらの事業者は、適合通知書等クリーンウッド・ナビ掲載の行政からの証明書類、GLに基づく認定事業者からの合法性証明書、森林認証、その他の方法によって合法性の確認を行っていた。

<行政からの証明書類>

流通・加工の5事業者はクリーンウッド・ナビ掲載¹⁴の行政からの証明書類を利用していた。具体的には、伐採届と市町村からの適合通知書、国有林からの売買契約書、森林計画書またはその認定通知が利用されていた。適合通知書の利用については、木質バイオマス証明で要件とされていることが大きいと回答する事業者も存在した。

このうち、1 流通事業者は、組合員から素材や立木を購入して加工工場へ販売する第一種木材関連事業と、素材生産事業者と加工工場間の素材の取引を仲介する事業¹⁵を行っているが、それぞれについて以下のように回答した。購入事業の場合は、組合員190社は全てGLの団体認定事業者になってもらっているが、それに加えて市町村役場から適合通知書を取得してもらい、合法性の確認を行っている。売買契約書にも合法性について明記してもらっている。適合通知書が間に合わない場合には、伐採届に役所の受付印を押したものを一緒にもらうこととしており、GLに基づく合法性証明書や、伐採届だけでは受け付けていない。いつまでもというお願いしても出てこない場合には督促をしている。適合通知書発行の仕組みを十分に理解していない市町村もあるが、その場合は組合員に役場とやり取りして出してもらっている。バイオマスの未利用材と一般木材、広葉樹など全て適合通知書を求めている。組合員からは、他の販売先ではここまでの書類確保を求められないと苦情を言われたこともある。

一方、仲介事業の場合は、仲介する事業者ないし加工工場が合法性の確認の責任を持つことになっているため、素材生産事業者が団体認定事業者であることや適合通知書を取得することを、仲介する要件とはしていない。しかし、加工工場からの要請もあり、遑ってでもよいので適合通知書を出してもらうように努めている。木質バイオマス向けの木材については、仲介業務を行っているものについても木質バイオマス証明が必要なため、その要件となっている適合通知書の取得に取り組んでいるが、用材向けの木材については全て適合通知書が取得されているわけではない。

¹⁴ <https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/kunibetu/jpn/info.html>

¹⁵ 工場からの発注を組合員の素材生産者に伝え、素材生産者が工場に直送する事業、共同販売事業。ヒアリング先事業者自身は素材生産者からの木材の購入(=所有権の移転)や運送は行わない。

<GLに基づく合法性証明書>

流通・加工の4事業者は、GLに基づく認定事業者からの合法性証明書を合法性の根拠としていた。その中には、認定事業者からの合法性証明があれば十分で、伐採届まで遡ることはない。そうした要求もないと回答する加工事業者も存在した。

<森林認証>

流通・加工・家具の3事業者は森林認証を利用していた。その中には、自社から「認証材」をリクエストするようなことはないが、国有林でSGEC認証を取得しており、取り扱い材が認証材であることもある、と回答した加工事業者も存在した。

<その他の方法>

1 流通事業者は、もともと林地ではないところからの調達に関しては所有者から一筆もらっている、と回答した。

また、これらの書類を確認している事業者からは、他の事業者に関して、盗伐の抑止のために、原木市場だけでなく製材所も、素材生産業者から伐採届をきちんと要求したり、確認したりするべきであるという意見や、故意に行われた悪質な無断伐採について聞いたことはないが、中小規模の製材工場等では調達の際に合法性の確認が徹底されているか疑問であるという意見があった。

表 13 第一種木材関連事業で取り扱う国産材丸太の合法性の確認方法(複数回答可)別の事業者数

業種	適合通知書など行政からの 証明書類	GL認定に基づく合法性 証明書	森林認証	その他の方法
流通	3	2	1	1
加工	2	2	1	
家具			1	
合計	5	4	3	1

6.2. 樹種、産地ごとの違法伐採に関する情報収集は行っているか？またそれに基づき、合法性の根拠とする書類や情報やその取得頻度を変えていることはあるか？（問3.3.2）

流通・加工の4事業者は国産材の違法伐採に関する情報収集を行っていた。九州の2加工事業者は、周辺で盗伐に関する話を聞いたことがあり、また仲介業者を通して丸太を調達しようとした時に山主のことを隠したがるなど怪しいケースがあり、調達の際は注意をしていると回答した。東北の流通事業者も違法伐採に関する情報収集を行っている、東京の流通事業者も営業所でチェックしていると回答した。

一方、東京、中部の2流通事業者(【流通2】【流通6】)は特に何もしていないと回答した。

6.3. どのような情報源のどのような情報を利用して(問3.3.3.)、上記の書類や情報が合法性の根拠として妥当であると判断しているか?(問3.3.4.)

調達先から得た合法性に関する書類や情報の確認において、4流通事業者は調達先以外の情報も参考にしていた(表14)。3事業者は、林野庁のクリーンウッド・ナビで合法性の根拠となる書類を確認、1事業者は全国木材組合連合会の合法木材ナビでGLに基づく合法木材供給事業者認定の有無を確認、1事業者は、FSCの日本の国別リスクアセスメントからも合法性の根拠となる書類や違法伐採リスクを確認していると回答した。

一方、3加工事業者は、基本的に調達先を信用し、第三者情報は利用していないと回答した。

表14 合法性の確認に利用した調達先以外の情報源(複数回答可)別の事業者数

	クリーンウッド・ナビ	合法木材ナビ	FSC 国別リスクアセスメント	なし
流通	3	1	1	
加工				3
プレカット				
家具				
建築建設				
合計	3	1	1	3

※: 1事業者はクリーンウッド・ナビとFSC国別リスクアセスメントの両方を参考にしている

6.4. 国産材丸太について、合法性を確認することが難しい調達先や樹種としてはどのようなものがあるか?(問3.3.5.)

合法性が確認することが難しい調達先や樹種については、1流通事業者から合法木材認定業者以外の業者から調達する木材の確認が難しいとの回答があった。

6.5. 取り扱っている国産材丸太のうち合法性が確認できない/疑わしいものについて、これまで行ってきた対処はどのようなものがあるか? 今後はどのような対処を行う方針を持っているか?(問3.3.6.)

合法性が確認できない/疑わしい丸太に対しての処置について流通、家具の3事業者から合法性の確認が取れない丸太の調達は避けているとの回答があった。具体的には、GLに基づく証明の連鎖が担保されない丸太は購入しない、「団体認定証書」が出てこない材は調達しない、森林認証・団体認定のいずれも取得していないところには、すべてお願いして団体認定を取得してもらうという対処を

行っていた。

一方、1流通事業者は、調達先が GL の団体認定を取得していれば合法性証明書をもらうが、そうでないものについても、伐採届の提出は求めているが、全て未確認材として取り扱っていると回答した。

6.6. 国産材丸太の合法性の確認を進めた結果、サプライヤーとの関係に変化はあったか？（問 3.3.7.）

サプライヤーとの関係の変化については、1 家具事業者は調達先が団体認定を取得していない（しない）ために取引を止めたことがあると回答した。

6.7. その他国産材丸太について、合法性を確認する際の問題点、課題（問 3.3.8.）

第一種木材関連事業において国産材丸太の合法性を確認する際の問題点や課題に対する回答は特になかった。

7. 合法性の確認（第二種木材関連事業を行う者の取り扱う木材・木材製品について）

7.1. 入荷先から得た、合法性を確認したという書類はどのようなものであったか？（問3.4.1.）

第二種木材関連事業は26事業者が行っており(1.3節)、入荷先からの合法性の確認の書類については23事業者から回答を得た。うち16事業者は書類を得ており、具体的にはGLに基づく合法性証明書、森林認証の書類であった(表15)。ただし、このうち3事業者は、合法性証明書や森林認証はサプライヤーから提供があったものを確認しているだけであり、自社からサプライヤーに積極的に請求することはしていないと回答した。

<GLに基づく合法性証明書>

GLに基づく合法性証明書を得ていたのは流通・加工・プレカット・家具・建築建設の14事業者であり、このうち9事業者は納品書に「合法であることを確認」などと記載されていることが多いと回答した。1加工事業者(【加工1】)は共販所からの原木についてはこれに該当したが、製材品で調達している「持ち込み材」については確認を行っていないと回答した。

一方、調達先の合法木材供給事業者認定書は確認しているが、納品書ごとの確認は行っていないと回答する家具事業者も存在した。

<森林認証>

調達先から森林認証の証明書を得ていたのは流通・加工・家具の5事業者であった。

<行っていない>

流通・加工・建築建設の7事業者は、販売先からの要求がないため、調達先を信頼している、調達先があまりにも零細(従業員2~3人)なので要求することが厳しいなどの理由で、調達先から合法性の確認をしたという書類を得ていないと回答した。

表 15 第二種木材関連事業で取り扱う木材・木材製品の合法性について、調達先から受け取った書類の種類(複数回答可)別の事業者数

業種	GLに基づく合法性証明書	森林認証	行っていない
流通	3	2	1
加工	5	2	2
プレカット	1		
家具	1	1	
建築建設	4		4
合計	14	5	7

7.2. 直接のサプライヤーのさらに上流まで遡って合法性を確認することがあるか？（問 3.4.2.）

CW 法では第二種木材関連事業を行う者に対し、直接の調達先からの合法性の確認を求めているものの、サプライチェーンのさらに上流まで遡って合法性を確認することは求めている。しかし、事業者が独自の取組を行っているかについて質問したところ、5 事業者からそのような取組をしているとの回答があった。1 家具事業者からは、3 年前より調達している製品について 3 つ上流まで遡って合法性の確認を行っており、これまでのところ 3 つ上流まで遡っても建販商社までで、海外の事業者まで到達する事例もあるが、伐採事業者まで遡ることはなかったとのことであった。1 流通事業者は、親会社に納入する木質チップについては原産地までのトレーサビリティに関する情報も確認するとのことであった。また、プレカットと建築建設の 3 事業者は地域型住宅グリーン化事業の申請のため、申請対象の建材について、流通、製材、原木市場まで遡って合法性の書類収集を実施していた。

一方、13 事業者はこのようなサプライチェーンを遡った確認は実施していないと回答した。ただし、このうち建築建設と流通の 2 事業者は、原木の供給元の森林組合や生産国について梱包などに記載されている情報からだいたい把握しており、出所が不明のものを調達しているわけではないと回答した。

7.3. 第二種木材関連事業において、合法性の確認を行うことが難しい調達先や樹種、木材製品はどのようなものがあるか？（問 3.4.3.）

合法性の確認を行うことが難しい調達先や樹種、木材製品について、流通・加工・プレカット・家具・建築建設の 9 事業者は、以下の調達先や製品の種類が合法性の確認を行うことが難しいと回答した。一方、5 事業者は特にないと回答した。

- GL 認定事業者あるいは CW 法登録事業者ではない製材業者や問屋からの商品。
- 納品書、請求書に合法性の記載がない商品。共販所からの原木。日常的に合法性の確認の

有無を記載しない仕入先メーカーがある。

- 長期に在庫管理していた古い造作材。10年前の化粧柱などは出所が分からないものもある。
- 集成材の中で出目がわかりにくいものがある。
- グリーン材。自伐林家などが直接持ち込んだ地元のスギやヒノキ材を個人業者が挽いたもので、伐採と市場からの購入両方の場合がある。今は購入していないが、出目がわかりにくいものがある。
- 熱帯材、ロシア材。セランガンバツ、イペ、ウリンなどの熱帯材は耐久性が求められるときに使うことがあるが、これらの樹種はグレーゾーンととらえており、客先には合法性の確認は取れないと説明している。自社は取り扱っていないが、マレーシア、インドネシア産の合板について、商社も十分な合法性の証明書類を取れていないと聞いている。また商社から直接購入でなく、問屋を介して調達しているので証明書類を得ることが難しい。ロシア、パプアニューギニアからの原木は商社から証明書類がなかなか出てこなかった。

7.4. 第二種木材関連事業において、取り扱っている木材・木材製品のうち合法性が確認できない／疑わしいものについて、これまで行ってきた対処はどのようなものがあるか？ 今後はどのような対処を行う方針を持っているか？（問 3.4.4.）

合法性が確認できない／疑わしい木材・木材製品に対しこれまで行ってきた対処について 11 事業者から回答を得た。流通・加工・プレカットの 3 事業者は、納品書や請求書に合法性についての記載がない場合は調達先に直接問い合わせさせて書類を取り寄せていると回答した。一方、8 事業者は特になしと回答した。

7.5. 第二種木材関連事業において合法性の確認を進めた結果、サプライヤーとの関係に変化はあったか？ 例：サプライヤーの変更、契約の長期化など（問 3.4.5.）

サプライヤーとの関係の変化について 12 事業者から回答を得た。1 プレカット事業者は、原木の調達先が不明確な製材メーカーから明確な製材メーカーへ、調達先を変更したことがある、と回答した。

一方、1 家具事業者は、調達先が合法性についての問い合わせに対して回答をしないことがあるが、その場合でも調達を変えていないと回答した。また 10 事業者もサプライヤーの関係が変わったことはない、と回答した。

7.6. その他第二種木材関連事業において合法性を確認する際の問題点、課題(問3.4.6.)

第二種木材関連事業において合法性を確認する上での問題点、課題として流通・家具・建築建設の5事業者から以下の回答を得た。一方、6事業者は特になしと回答した。

- 調達先の合法性への意識が不十分
- 合法性を証明する方法についての調達先の認識不足:個々の製品に対する合法性証明書を求めても、事業者認定の認定書だけを持ってくる調達先がある。
- 合法性の確認の方法に対する信頼性の懸念:調達先から提出された書類による確認で信用するしかない。サプライチェーンの途中までの証明書類は取れるが、それによって本当に製品が違法伐採由来のものでないことが担保されるのか判断できない。もし証明書類があっても違法伐採由来のもが入っていた場合、自社のイメージが損なわれるリスクを感じる。
- 合法性の確認のコスト:合法性の確認作業に費やす人的、時間的コストが増加している。証明書類を求められる調達先にとっては対応したからと言って売り上げが増えるわけでもなく余計な手間がかかるだけとの認識。こちらとしてもリスク回避の話より販売拡大の機会の話をしたいが、調達先に嫌味を言われながらやってもらっているのが現状。合法性を確認するメリットを感じない。

8. 分別管理、記録の保存及び責任者の設置

8.1. 合法性が確認できた木材と確認に至らなかった木材の分別管理を行っているか？ どのように行っているのか？（問 4.1.1.）

合法性が確認できた木材と確認に至らなかった木材の分別管理について 21 事業者から回答を得た。その内容は、合法性が確認できる木材のみ調達しているため分別管理せず、物理的な分別管理を実施、データベース上での分別管理を実施、分別管理を実施していない、の4タイプに分けられた(表 16)。

＜合法性が確認できる木材のみ調達しているため分別管理は不要＞

前述のように(4.1 節)、流通・加工の 8 事業者は合法性が確認できる木材のみを調達する方針を持っており、このうち 7 事業者は合法性が確認できる木材のみを調達しており、合法性に関する分別管理を行っていないと回答した。1 加工事業者によれば、もし確認できないものも調達した場合、加工段階で確認できたものとできなかったものが混ざってしまうため、出荷段階で区別することが困難ということであった。ただし、県産材合板の指定がある時、公共工事の時などはその規定に応じた分別管理を行っていると回答した事業者も存在した。

1 流通事業者は、合法性が確認された木材のみを調達しているが、その一部は認証材であり、分別管理を行っている。自社の倉庫や土場を持たず、委託先や山元に保管された木材を直接販売先へ輸送しているため、全ての在庫について物理的な分別管理ではなく、データベース上で管理しており、認証材もそのように管理していると回答した。

＜物理的な分別管理を実施＞

流通・加工・プレカット・家具の 7 事業者は合法性の確認の有無に応じ、敷地内の別の場所に置く分別管理を行っていると回答した。

＜データベース上での分別管理を実施＞

また、全国に販売拠点を持つ 1 プレカット事業者も、分別管理の場所を設定はしているが、実際にはそれに依らずデータベース上での管理をしていると回答した。

＜分別管理を実施していない＞

加工・建築建設の 5 事業者は合法性に関する分別管理を基本的に行っていないと回答した。その理由として、1 加工事業者は、調達段階ではどれが合法性の確認ができたものかできていないものか分別できていても、加工段階でその区別を維持しておくのが困難で、出荷段階ではわからなくなるため、ただし認証材で CoC 認証の連鎖をつなぐ必要がある場合には、認証機関からの指導・提案の下、加工後も分別管理を行っている、と回答した。1 建築建設事業者からは、現場で調達した材(施工会社が購入した材)までは管理できないためという理由が挙げられた。

表 16 分別管理の実施状況別の事業者数

業種	合法性が確認できる木材のみを調達しているため分別管理は不要	物理的な分別管理を実施	データベース上での分別管理を実施	実施していない
流通	3	3		
加工	5	1		2
プレカット		1	1	
家具		2		
建築建設				3
合計	8	7	1	5

8.2. 調達した木材の合法性の確認に関する情報のデータ管理はどのように行っているか？（問 4.1.2.）

調達した木材の合法性の確認に関する情報のデータ管理について 19 事業者から回答を得た（表 17）。その管理方法は、紙ベースから電子データへ移行しつつあった。また電子データで保存している事業者は期限を定めずに過去のデータを保存しているという事業者が多かった。

12 事業者は電子データでの管理を行っていた。1 流通事業者は、社内の商品の電子管理システムに合法性の確認の有無情報のチェックボックスを追加設定し、仕入れ時にチェックすると売上時に販売伝票に自動的に記載され、また集計データを CSV や EXCEL 形式でアウトプットすることができるシステムを構築している、と回答した。第一種木材関連事業で国産材丸太を調達している別の流通事業者も調達した土場名をデータベースに入力し、販売先への納品書に記載されるシステムを構築していた。電子データの保存期間については、3 事業者は 5 年間、1 事業者は 5～10 年ぐらい、3 事業者は特に定めずにずっと保存している、と回答した（表 18）。5 事業者からは回答を得られなかった。

一方、10 事業者は紙ベースでの管理を行っていた。紙データの保管期限については、5 事業者が 5 年間、2 事業者は今のところ全て取ってある、と回答した。一方 3 事業者からは回答を得られなかった。

なお、2 事業者は電子データと紙データの両方で管理を行っていた。これらの事業者の保管期限は全て回答を得られなかった。また 1 建築建設事業者は現在紙データから電子データの移行作業中で、紙データは 20 年以上保管している、と回答した。

表 17 調達した木材の合法性データの管理方法別(※)の事業者数

業種	電子データで管理	紙ベースで管理
流通	5	2
加工	2	3
プレカット	1	1
家具	1	1
建築建設	3	3
合計	12	10

※: 2 事業者(1 流通、1 加工)は両方の方法で管理していた。

表 18 データの保存期間

業種	電子データで管理	紙ベースで管理
5 年	3	5
5~10 年	1	
期限を設けず保存	3	2
回答を得られず	5	3
合計	12	10

※: 2 事業者は電子データ、紙の両方で保存。両社とも回答期限についての回答は得られなかった。

9. 譲り渡しの措置

9.1. 販売先に対し、カタログやホームページなどで商品の合法性に関する情報は提供しているのか？（問 5.1.2.）

カタログやホームページでの商品の合法性に関する情報提供について 10 事業者から回答を得た。流通・家具・プレカットの 4 事業者は自社のホームページ上で、GLに基づく認定団体である旨や森林認証の情報提供を行っているとは回答した。一方、流通・加工・家具の 6 事業者は合法性に関する情報提供は行っていないと回答した。このうち 1 流通事業者は特注品も多いので、そもそもカタログを作成していないと回答した。

9.2. 譲り渡しの際に、販売先に対し、個別の商品についての合法性に関する書類を発行しているか？それはどのような形態のものか？（問 5.1.3.）また、当該書類を発行している場合、合法性を確認したすべての木材について発行しているのか、一部のみ（販売先から請求があった製品など）について発行しているのか？（問 5.1.4.）

販売先に対する合法性の確認に関する書類の発行について 18 事業者から回答を得た。合法性を確認した全ての木材に対して書類を発行している、必要に応じて発行している、発行していないの 3 タイプに分けられた(表 19)。

合法性に関する書類の発行について、CW 法に登録の 7 事業者についてみると、全ての製品に対して書類を発行している 4 事業者中 3 事業者が CW 法登録事業者であったが、他の 4 登録事業者は必要に応じた発行をしており、登録事業者であるからといって全ての製品に対して発行しているわけではなかった。

このほか、1 流通事業者から、販売先の建材メーカーからサプライヤーアンケートが来るので対応している、1 プレカット事業者から、販売先の大手ハウスメーカーから発効した証明書類の妥当性について工場に抜き打ち視察が来る(一週間前に告知)、との回答があった。

<合法性を確認した木材のすべてに対して書類を発行>

流通・加工の 4 事業者は、販売先の意向に依らず、合法性を確認した木材の全てについて、その旨を納品書に記載していた。このうち 2 事業者は合法性が確認できた木材のみを調達している事業者であり(4.1 節)、出荷時にも全量の納品書に対して合法性を確認した旨を記載していた。1 流通事業者は合法性を確認できた木材と未確認の木材の両方を調達していたが、前述(8.2 節)のように入荷時に合法性の確認の有無を入力すると、その情報が出荷時に自動的に納品書に記載される電子管理システムを持つことによって、全ての出荷に対する記載を可能にしていた。このような体制構築が可能であったこととして、自社で加工を行わず、流通だけを行っていることが挙げられる、との説明があった。

また、これらの事業者の中には、納品書への記載に加え、証明書の発行が求められた場合や、伐採根拠書類の提出を求められた場合には都度対応していると回答した事業者も存在した。

〈必要に応じて書類を発行〉

流通・加工・プレカット・家具・建築建設の12事業者は、地域型住宅グリーン化事業などの補助金申請、合法木材が要件となっている公共工事、再生可能エネルギーの固定価格買取制度(FIT)における一般木質バイオマスの証明など、自社ないし販売先(住宅メーカー等)が必要となった場合に合法性の確認を行ったことを記載した書類(納品書への記載を含む)を発行していた。合法性の確認が取れた木材のみを調達しているという方針を取っている事業者(4.1節)にとっては、販売する全ての商品に対して証明書類を出すのは比較的容易と思われるが、必要に応じて発行するという対応の事業者も流通・加工の4事業者存在した。その理由は、取引先から証明書類を求められることが非常に少ないためということであった。

これらの事業者の、合法性の確認に関する書類の発行の目的と頻度については、以下のように年間100件～数件程度であった。

- 2019年に合法性証明を含む出荷証明書を求められたのは、プレカットに関してはグリーン化事業のために98件、それ以外の目的のために25件。プレカット以外は10件に満たない程度(売上高100億円以上のプレカット事業者)。
- 年間60～70棟のグリーン化事業(売上高10-99億円の流通事業者)。
- 年間50棟向けくらい(800棟のうち)(売上高10-99億円のプレカット事業者)。
- 2～3件/月くらいの頻度で工務店から合法性証明書の請求(売上高10-99億円の加工事業者)。
- 年間10～15件くらい。グリーン化事業などのため(売上高10-99億円の加工事業者)。
- 年間10件程度合法性のリクエスト。ゼネコン・サブコンからの公共物件関係など(売上高1-9億円の加工事業者)。
- FIT対応として年3～4件、木材利用ポイントがあった時は請求が多かった(売上高100億円以上の流通事業者)。
- 合法性証明書の要望は以前からすれば増えてきている(売上高100億円以上の加工事業者)。

流通・プレカットの2事業者は、販売後に期間が経ってから販売先から合法性に関する書類の請求があることもあると回答した。加工・家具の2事業者も、住宅メーカーやOEM¹⁶で家具を製造している案件に関し、販売の都度ではなく、年に1回まとめて書類の発行を行っているという回答した。また、販売元がCW法登録事業者であるという情報について、過剰木材在庫利用緊急対策事業に申請する

16 Original Equipment Manufacturing: 委託を受けた相手先ブランドで販売される製品を製造すること

物件への木材製品に対してその旨を記載しているというプレカット事業者が存在した。

＜合法性に関する書類を発行していない＞

加工・家具・建築建設の3事業者は証明書類の発行は行っていないと回答した。これら3事業者はCW法の登録はしておらず、また、2事業者はGL認定を受けていた者であり、1事業者はGL認定対象外の者であった。

表 19 合法性に関する書類の発行の有無別の事業者数

業種	全ての製品に対して証明書類を発行	必要に応じて発行	発行していない
流通	3	3	
加工	1	5	1
プレカット		2	
家具		1	1
建築建設		1	1
合計	4	12	3

9.3. 自社が発行した合法性に関する書類の控えはどのように何年間保管しているか？ (問 5.1.5.)

合法性に関する書類の控えの保管期間について、13事業者から回答を得た。

6事業者はCW法の規定通り5年間、書類や電子データ(pdf等)で保存しているという回答であり、4事業者は特に保管期限は設けていないとの回答であった。その他、最低5年間、紙ベースで7年間、社内の規定により10年間保管、との回答が1事業者ずつあった。

10. クリーンウッド法木材関連事業者登録、合法木材供給事業者認定取得の状況

10.1. CW法の登録事業者制度に関する情報をどのように得たか（問2.2.1）

CW法第8条では、合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講ずる木材関連事業者は、登録実施機関が行う登録を受けることができると定められている。登録事業者制度に関する情報を得た手段について選択式(複数回答可)で質問したところ、19事業者から回答を得た(図1)。17事業者は、「業界団体などによるセミナーで情報を得た」を選択し、具体的には都道府県の木材組合(連合会)や森林組合連合会、日本家具産業振興会、日本木質バイオマスエネルギー協会、日本住宅・木材技術センターなどが主催したセミナーが挙げられた。6事業者は「インターネット」を選択した。また、1事業者は調達先の事業者から情報を得たと回答し、3建築建設事業者は、そもそも「登録事業者制度についてよく知らない」を選択した。

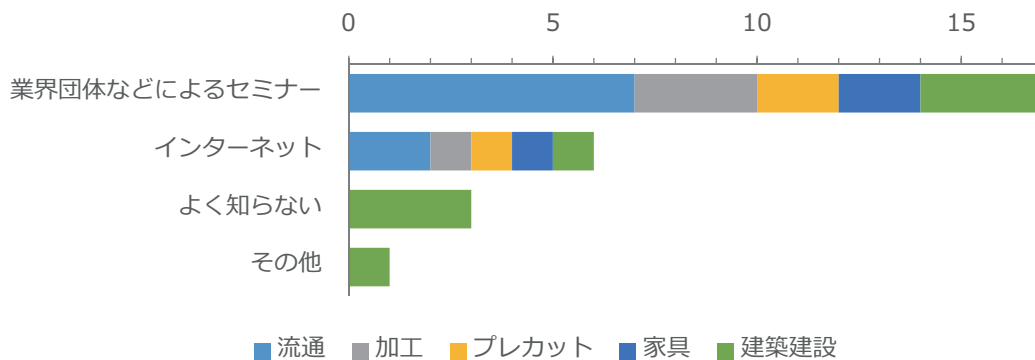


図1 CW法に基づく登録事業者制度に関する情報源(複数回答可)

その他: 調達先の事業者から情報を得た

10.2. CW法の登録木材関連事業者の登録をした理由は何か？（問2.2.3）

CW法の登録木材関連事業者の登録理由について、7登録事業者の全てから選択式(複数回答可)での回答を得た(図2)。最も多くの5事業者が選択した理由は、「登録が国や地方自治体の補助事業の採択要件となっていた」で、具体的には以下の補助事業が挙げられた。

- 国有林材の安定供給システム販売(企画提案総合評価の加点対象)
- 外構部の木質化支援事業
- JAS構造材利用拡大事業
- 過剰木材在庫利用緊急対策事業

また、現在登録を検討中の事業者も、非住宅への補助金などCW法登録に対する優遇措置が出てきて、非住宅部門から登録の要望があったことを、検討を始めた理由として挙げた。

4 事業者は、自社の社会的評価の向上を理由として挙げた。具体的には、企業イメージの向上にも寄与、新卒採用も想定し、SDGs もアピールできるため。当社は変なことはしないという姿勢を外部に表明するため、将来のため、と回答した。

3 事業者は「業界団体からの要請・指導」と回答した。具体的には日本製紙連合会による一括登録の取組が挙げられた。

2 事業者は、「販売先・発注先から求められたため」と回答した。1 プレカット事業者は、非住宅物件について補助金を探していたら、住宅会社の方がみつけて相談してきたので住宅会社 3 社と一緒に登録したと回答した。また 1 流通事業者も、取り引き先のある大手企業が 2020 年までに証明書類のある木材のみを調達する方針を示したことから、求められたわけではないが準備をしていたこともあり登録したと回答した。

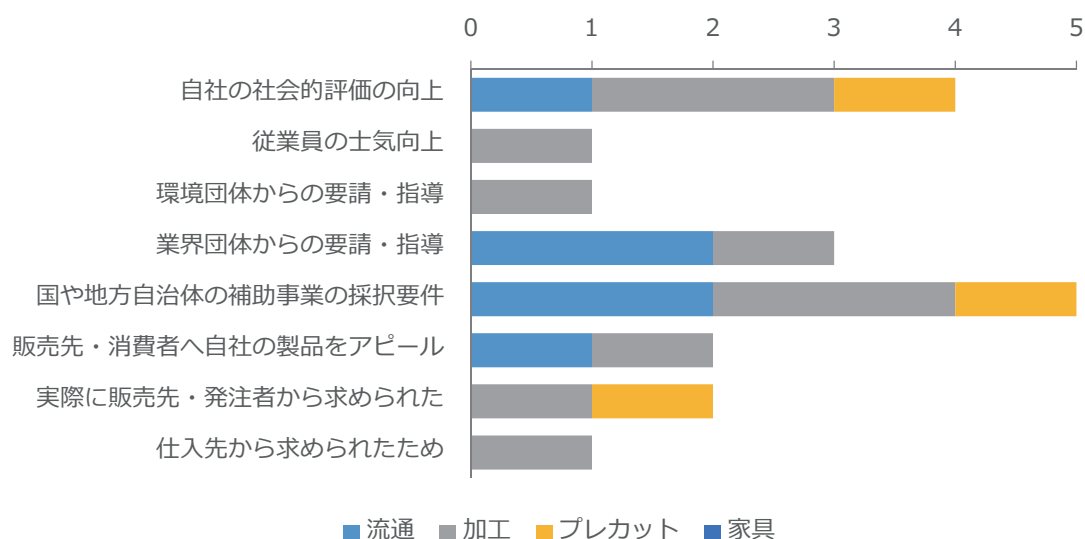


図 2 CW 法の登録木材関連事業者に登録した理由(複数回答可)

10.3. CW 法登録木材関連事業者の登録コストはどうか？ (問 2.2.5)

CW 法に基づく事業者登録を行っていた 7 事業者のうち、流通・加工・プレカットの 6 事業者は、登録にそれほど金銭的コストも手間もかからなかったと回答した。申請書類の作成作業は 1 日以下、2 日でできた。GL に準拠して責任者や担当者の設置等の体制整備を行い、認定団体として行動規範を作成済であったため、CW 事業者登録に大きな時間的コストはかからなかった。申請書作成の手引等、登録実施機関のサポートで比較的スムーズに登録ができた。登録実施機関の指導を受けて 2 週間程度で申請できた。申請書類の作成に苦勞したが、その担当者の人件費以外に金銭的なコストはかからなかった。CW 法の登録は、JAS 認定や森林認証に比べれば簡単で費用もかからなかった、との回答があった。

このうち比較的大規模な1流通事業者は、これまで登録した範囲についてはほとんど追加コストがかからなかったが、全ての製品の登録を準備中で、取り扱っている製品・事業が多岐に渡り、合法性の確認や証明書類の発行に関する業務が膨大なものになるため、合法性に係る入出荷情報を自動でトレースできるシステムを構築することを検討しているが、金銭的成本が大きい、と回答した。

一方、同様の規模の1流通事業者は登録のために相当のコストがかかったと回答した。具体的には、法律の概要を理解するための情報収集作業(セミナー参加を含む)とマニュアルの作成作業で6ヵ月、社内の商品の電子管理システム(=「基幹システム」)に合法性の確認の有無の項目を加えるのに6ヵ月、登録書類を作成するのに1ヵ月、登録のための見積もりや内容の吟味で2ヵ月を要した、と回答した。

このほか、CW法に未登録だが検討中の1プレカット事業者は、登録するとすれば、プレカット工場、営業所、木材市場を含め、全社をあげて登録するが、生産拠点や仕入れ先が広範囲にあるので、現在仕入担当部署でやっている合法性の確認を各事業所で行わなければならない、現場での負荷が増し、大変だと認識している、と回答した。

10.4. 登録木材関連事業者という名称の使用方法はどうか？(問2.2.6)

登録木材関連事業者という名称の使用について6事業者から選択式(複数回答可)での回答を得た。具体的には、流通・プレカットの4事業者から、ホームページに記載、営業所や展示物等の顧客が訪れる部屋などに掲示、納品書や請求書に記載している、との回答があった。一方で2事業者は特に使用していないとの回答であった。

10.5. 登録によって目的を達成したか？登録のメリットはあったか？(問2.2.7)

登録によってその目的を達したか、メリットはあったかについて、6事業者から回答を得た。

流通・プレカットの3事業者からは、国有林システム販売での加点、JAS構造材、過剰木材在庫利用緊急対策事業での申請採択という登録の目的を達したとの回答があった。

別の流通・加工の3事業者からはメリットを感じていないとの回答があった。このうちの1加工事業者は、顧客からの声や補助事業との関係ではなく、通常のビジネスの土俵にあがる最低条件と考え自社として「必要」と判断して登録したのであり、メリット等は最初から考えていない、と回答した。

また、メリットがあったとした1流通事業者も、国有林材安定供給システム販売での加点もあるが、材価のポイントに比べると僅かである一方、登録実施機関へ年度報告時に提出する適合通知書を多数の組合員から集めるのに大きな手間がかかっているとして、むしろデメリットの方が大きい、と回答した。

10.6. CW 法登録木材関連事業者の登録を行っていない理由は何か？（問 2.2.8）

CW 法登録木材関連事業者の登録を行っていない 21 事業者のうち、19 事業者からその理由について選択式（複数回答可）での回答を得た（図 3）。「販売先・消費者への自社製品のアピールになるとは考えにくい（10 事業者）」、「自社の社会的評価向上その他メリットが得られるとは考えにくい（10 事業者）」を選択した事業者が業種を問わず多かった。これに加えて、建築建設事業者の中では「登録制度をよく理解していない（4 事業者）」、家具製造事業者の中では「合法的に伐採されたことを確認することに金銭的・時間的コストがかかりすぎる（2 事業者）」を選択した事業者も多かった。

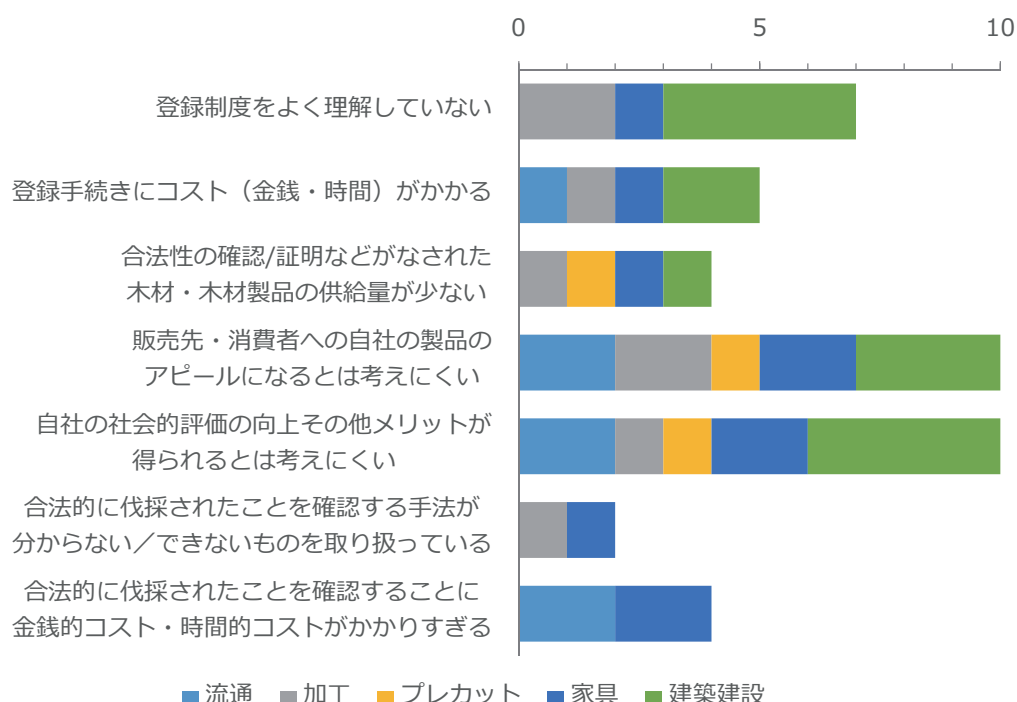


図 3 CW 法登録木材関連事業者の登録を行っていない理由（複数回答可）

各理由について、以下のような回答があった。

<自社製品のアピールになるとは考えにくいため>

流通・加工・建築建設の 6 事業者は、販売先から CW 法登録に関する要請はないためと回答した。そのうちの 1 流通事業者は、施行後半年くらいは、販売先から取得予定の問い合わせもあり、登録しないと取引できなくなる感じで登録を検討していたが、現状登録しなくても商売できており、問い合わせもなくなったため、登録をしないことにした、と回答した。

このほか、CW 法登録をしても商品を差別化できないこと、団体認定による合法木材は事業を行う上で必須になっているが、CW 法登録は必須になっていないので後回しになっており、必要かどうか重要であること、同業者の間でも CW 法登録に関する話は出ず、関心が低いこと、を回答する加工・建築建設事業者も存在した。

また、登録した場合にむしろ評判が下がるリスクを挙げる家具事業者も存在した。CW 法では「家具のシリーズ単位で登録できる」ことになっているが、実際に商品のうち一部のシリーズのみを登録すると、それ以外は合法ではないという印象を与えかねないことを懸念しているとのことであった(【家具1】)。

<登録制度をよく理解していないため>

2 加工事業者は、CW 法と GL に基づく合法木材に係る取組、そして森林認証制度があり、それぞれの違い、意味合いがわからないと回答した。1 加工事業者は、施主に出す補助金(助成金)もあり、登録をすれば様々な要望に応えられるであろうことは認識しているが、果たして得なのかそうでないのか、まだ見極められていない、1 家具事業者は、合法性の書類取得を始めているが、仕入れの度に得なければならないのかわからない、と回答した。

<コストが大きいため>

流通・加工・家具の5事業者は、登録の際の合法性の確認の仕組みづくり、準備する事項にコストや手間がかかると聞いていると回答した。1 家具事業者は、登録の準備を進めているが、特に第一種に該当する木材の合法性の確認ができるようにすることが難しいと回答した。1 加工事業者は、CW 法は「輸入材」取り扱い事業者を想定したものと理解しており、国産材しか取り扱っていない自社が取り組む必要があるのか疑問を持っている。GL と CW との一本化や CW に GL が取り入れられるなど、何らかの制度的な進展があれば検討する、と回答した。

10.7. GL に基づく合法木材供給事業者認定を受けている理由は何か？ (問 2.1.2)

CW 法の基本方針 2-3 においては、木材関連事業者が合法性の確認を行うにおいて、信頼性および簡明性の担保の一環として、森林・林業・木材産業関連団体の認定を得て事業者が行う証明方法を活用できることが示されている。2006 年に運用が始まった GL に基づく合法木材供給事業者認定(=団体認定)を受けた事業者は約 12,000 社¹⁷あり、前述(5.1、6.1、7.1 節)のように、CW 法で求める合法性の確認を行う方法として、団体認定を受けた調達先からの合法性証明書が第一種木材関連事業、第二種木材関連事業の双方で広く活用されていた。また、ヒアリングを行った事業者自身も大部分は認定事業者で(3 節)、GL に基づく合法性証明書を、CW 法の求める譲り渡す際の措置の実施として行っていた(9.2 節)。このため GL に基づく合法木材供給事業者認定に関する質問も行った。

合法木材供給事業者認定を受けている 19 事業者に認定を受けている理由について選択式(複数回答可)で質問したところ、16 事業者から回答を得た(図 4)。その内訳は、「実際に販売先・発注者から求められた(11 事業者)」と「業界団体からの要請・指導(10 事業者)」がほぼ同数で多く、「自

¹⁷ http://www.goho-wood.jp/nintei/meibo_info.php

社の社会的評価の向上」、「合法木材が国や地方自治体への販売要件」、「合法木材が国や地方自治体の補助事業の採択要件」が続いた。

認定を受ける動機になった、自社ないし販売先が申請する国や地方自治体の補助事業としては、長期優良住宅地域型住宅ブランド化事業、同グリーン化事業、県産材認定、木材利用ポイント、公共調達が挙げられた。補助事業ではないが、国産家具表示認定において合法木材の使用が要件になっている¹⁸ため、認定を受けたという家具事業者も存在した。

また、製材を主体にやっていたときは JAS 認定を取得していたが、プレカットを主体に転換した時に JAS 認定を止めて合法木材の認定を取得したと回答したプレカット事業者、団体認定は当たり前の感覚になっていると回答した加工事業者も存在した。

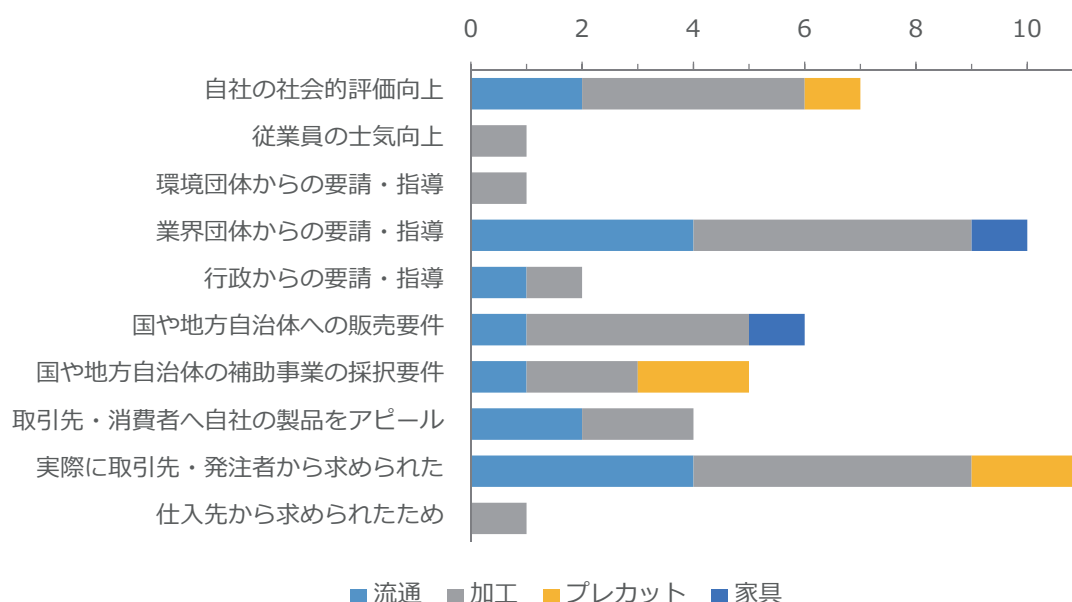


図 4 GLに基づく合法木材供給事業者認定を受けている理由(複数回答可)

10.8. 合法木材供給事業者認定のための研修等の参加状況はどうか？(問 2.1.4)

GLに基づく合法木材供給事業者認定のための研修等の参加状況について、19 認定事業者のうち 15 事業者から回答を得た。

11 事業者は認定団体主催の研修に参加しており、その頻度は毎年、およそ 1 年半に 1 回、認定の更新の都度などであった。複数の団体から認定を受けている 2 事業者は、2 つの団体が毎年行う研修に参加、個々の団体の研修は 3 年ごとでも、複数の認定を受けているため結果的に毎年いずれかの研修に参加、と回答した。

¹⁸ <http://www.jfa-kagu.jp/indication.html>

一方、2 事業者は研修に参加していなかった。1 流通事業者は、以前は研修に参加していたが、森林認証の取得など、自社としての取組を進めており、個別の問題は直接、林野庁や認証機関に確認するので現在は必要としていないと回答した。1 加工事業者は認定団体が研修を開催していないため、研修を受けていないが、認定団体の作成した行動規範を参考にしながら運用していると回答した。

また 1 流通事業者は、認定を受けている団体は研修を実施していないが、別団体が数年前まで開催していた研修会に毎回参加していたと回答した。

10.9. GLに基づく合法木材供給事業者認定を受けていない理由は何か？（問 2.1.5）

今回の調査事業において合法木材供給事業者認定を受けていなかったものは1家具事業者であったが、認定を受けていない理由として以下を挙げた。

- 自社が認定事業者制度をよく理解しておらず、材料を製造する事業者が取るもので、家具製造業は対象ではないと認識していた。
- 認定を受けても自社の社会的評価の向上や、その他メリットがあるとは考えられない。
- 取り扱う木材・木材製品の中に、合法的に伐採されたことを確認することは可能ではあるが、確認に金銭的コスト・時間的コストがかかりすぎる。
- 森林認証や各国の制度に基づく証明書類の発行を行っており、それで十分である。

まとめ

平成 18 年(2006 年)のグリーン購入法改定に応じて策定された GL は、公共調達で使用する木材・木材製品の要件となった合法性証明書の発行に必要な事項の指針を民間の木材関連事業者に示したもので、多くの木材関連業界団体が GL に基づく認定団体になり、多数の事業者が認定を取得した。その後、合法木材が木材利用ポイントや長期優良住宅などの各種補助事業の要件とされることで、合法木材証明書を出す認定事業者の拡大が進んできた。

平成 29 年(2017 年)に施行された CW 法は、すべての木材関連事業者に対し、取り扱うすべての木材・木材製品について合法的に伐採されたことの確認を行うことを求めており、我が国の国内市場で合法伐採木材・木材製品の取引が一般化することが期待されている。

本事業では、まだ取扱量の一部しか合法性の確認を行わない、証明書類を発行していないという事業者があるものの、入荷量の全量について合法性を確認する、合法性が確認された木材のみを調達する事業者も多く、クリーンウッド法が求める木材関連事業者の措置が定着しつつあることが示された。合法性の確認についても、サプライヤー(調達先)からの書類をそのまま合法性の根拠とするのではなく、クリーンウッド・ナビなどの第三者情報によってその妥当性について判断する、又はサプライチェーンの上流まで確認するなど、合法性の確保を確実にしようとする取組も見られた。また、入荷段階で確認した合法性に関する情報を出荷段階で提供するため、社内のデータベースを変更した事業者もあった。

一方で、補助事業や公共事業などに使われる木材製品についてのみ合法性の確認や証明書類の発行を行っている事業者も存在し、今後、CW 法の定着に向けより一層の確実な取組が行われるようにすることが必要である。またこれまで GL に基づく団体認定の対象となっていなかった建築建設事業者を中心に、CW 法について理解をしておらず、合法性の確認を全く行っていない事業者も存在し、さらなる周知が求められるところである。

11. 合法性の確認

11.1. 木材関連事業を行う者の合法性の確認における取組

流通・加工の 8 事業者は合法性が確認できる木材のみを調達するという方針を持っていた(4.1 節)。また、木材の調達先と結んでいる契約について回答した、第一種木材関連事業を行っている 7 事業者のうち 3 事業者は、合法的に伐採された木材のみを供給することを契約書の中に盛り込んでいた(4.2 節)。

30 年度事業で実施したアンケートでも、回答のあった事業者の 68%(第一種木材関連事業で輸入材を取り扱っている事業者中での割合)、28%(第一種国産材丸太)、77%(第二種輸入材)、47%(第二種国産材)が、入荷量の全量について、合法性を確認していた¹⁹。またヒアリング調査にお

¹⁹ 平成 30 年度クリーンウッド法定着実態調査事業報告書 p22, 28, 33。なお立米単位での回答が

いて分別管理について回答のあった25事業者中16事業者は合法性の確認できた木材のみを調達していた²⁰。今回の調査結果と合わせると、サプライチェーンの川上の事業者を中心に、合法性が確認できた木材のみを調達するという方針を取っている事業者が増えてきていることが示唆された。

合法性の確認を行う時期について回答した11事業者のうち6事業者は契約や調達の都度、全ての調達に対して合法性の確認を行っていた(4.3節)。これらの結果は、調達する木材・木材製品の全てについて合法性の確認を行うこと求めるというCW法に基づく取組が適切に行われつつあるものと考えられた。

しかし中には、下記に示されるような補助事業や公共事業などに使われる木材製品についてのみ合法性の確認を行っている事業者(4.3節)や、そのように必要になった場合に合法性の確認のための書類を提供するように調達先と契約している事業者(4.2節)も存在した。

また、合法性の確認や証明書類の発行において、入荷時と出荷時、品目別など部門間で分担している事業者が6事業者、実際の作業をする部門と、情報収集や合法性の判断を行う部門または役員の連携で行っている事業者が9事業者であるなど(4.4節)、合法性確保のための体制構築も進みつつあることが明らかになった。

木材関連事業者にとって、調達する木材の合法性の確認を始めるきっかけは、業界団体の指導・要請などによりGLに基づく認定事業者になったことや、2011年頃以降、認定事業者が供給できる合法木材が、林野庁の木材利用ポイント²¹や国土交通省の地域型住宅ブランド化事業、グリーン化事業などの補助事業の要件となったことであることがわかった(4.5節)。また、合法性の確認にかかるコストについては、追加的コストはほとんどかかっていないと回答する事業者と、手間がかかる、コストを要するとする事業者が半々であった(4.6節)。

11.2. 第一種木材関連事業を行う者の取組（輸入材）

木材・木材製品の輸入を行っている12事業者のうち、8事業者から、森林認証、輸入先政府からの証明書類、輸入先の業界団体からの合法性証明書など、合法性を確認している方法についての回答があった。6事業者はその際、クリーンウッド・ナビや合法木材ナビなどの公開情報や、第三者への問い合わせによって得た情報を活用していた(5.4節)。また、合法性の確保のために現地調査を実施している事業者(5.6節)や、その結果サプライヤーを変更した事業者(5.7節)も存在し、CW法が求める合法性の確認が進展していた。

CW法は取り扱う木材・木材製品の合法性の確認をすることを事業者に求めているが、その結果、確認できなかったものの取り扱い自体は排除していない。このことはCW法に基づく登録事業者を中

あった事業者のみの中における割合

<<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/jouhou/pdf/r1/r1report-jittai.pdf>>

²⁰ 平成30年度クリーンウッド法定着実態調査事業報告書 p41

<<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/jouhou/pdf/r1/r1report-jittai.pdf>>

²¹ 2013～2014年度に実施

心に、合法性について慎重、厳密な判断を促していたと見られ、中国、ベトナム、ロシア、アフリカなどからの木材・木材製品について、調達先から合法性に関する書類が出されたとしてもその信頼性に確信が持てない場合、合法性の確認が困難と判断し、CW法に基づく登録事業者が登録実施機関に行う年次報告においても現時点では「合法性が確認できなかった」として報告し、今後現地調査を重ねていく方針を持っている事業者も存在した(5.5節、5.6節)。

他方、調達先からの書類があれば合法性があるとし、自らの責任による確認は行っていない事業者も存在し(5.4節)、CW法が要求する「確認」の意味のさらなる周知が必要である。

また、第一種木材関連事業において輸入材の合法性の確認をする際の課題として、現地の法律の理解が困難、調達先からの書類の信憑性の判断が困難、現地調査の際の費用負担であるといったことが挙げられた(5.8節)。CW法で合法性が確認された木材のみを輸入することが義務付けられれば、情報収集の強化や調達先の変更を行うなどして対応するという意見(5.6節)、しかしそのために情報収集のコストが増えることに対する懸念(5.8節)があり、このためにもクリーンウッド・ナビなどでのさらなる情報提供によって、個々の事業者の負担を軽減させることが必要であることが示された(5.4節)。

11.3. 第一種木材関連事業を行う者の取組（国産材）

国産材丸太に関する第一種木材関連事業を行っている10事業者のうち4事業者はGLに基づく認定事業者からの合法性証明書を合法性の確認の根拠としていたが、5事業者は、適合通知書等、行政からの書類を合法性の根拠としていた。そのうち1事業者は、調達先に対し適合通知書の提出を必須としていた(6.1節)。どのような書類を合法性の確認に用いるかなどについて、クリーンウッド・ナビなどの情報を活用している事業者も存在した(6.3節)。

また、無断伐採²²に対して裁判で有罪判決が下される事例があったが、今回の調査では九州の加工事業者などから盗伐由来の木材を調達しないよう注意を払っているという回答があった(6.2節)。合法性が疑わしい木材の調達を避けるため、調達先事業者の団体認定の取得を仕入の要件としている事業者も存在した(6.5節、6.6節)。

なお、国産材丸太の合法性を確認する際の課題としては、特に意見はなかった(6.7節)。

11.4. 第二種木材関連事業を行う者の取組

第二種木材関連事業を行っている26事業者のうち16事業者が、調達先からの証明書類によって合法性の確認を行っていた(7.1節)。しかしながら、今回の調査においては、回答のあった建築建設事業者の半数が何の確認も行っておらず、CW法の趣旨の定着はまだ十分とは言えない状況であ

²² 林野庁「無断伐採に係る都道府県調査結果について」<
<https://www.rinya.maff.go.jp/j/press/keikaku/200623.html>>

った。

合法性の確認は、納品書へ記載された情報を利用している事業者が多かった(7.1 節)。CW 法では第二種木材関連事業を行う者に対し、直接の調達先より川上までサプライチェーンを遡った合法性の確認をすることは求めているが、自主的に確認をしている事業者も存在した(7.2 節)。また、2 事業者は、販売先の建材メーカーやハウスメーカーから合法性に関するアンケートや検査を受けていた(9.2 節)。このような取組は 30 年度調査でも報告されている²³が、国内で合法性が確認された木材の流通を主流化する上で先進的な事例と言える。

また、第二種木材関連事業を行う者にとって合法性の確認が難しい木材・木材製品として、GL に基づく団体認定を受けていない事業者や小規模な事業者(自伐林家を含む)からの木材、長期に在庫していた木材、熱帯材やロシア材などが挙げられた(7.3 節)。これらについて、調達先への問い合わせ、調達先の変更といった対応が行っている事業者も存在した(7.4 節、7.5 節)。

第二種木材関連事業において合法性を確認する際の課題としては、事業者自身の合法性の確認への意識が不足しており、また GL または CW 法で合法性の証明として何を要求されているのか調達先が正しく理解していないことが挙げられた(7.6 節)。また、第二種木材関連事業は第一種木材関連事業よりも伐採からのサプライチェーンが長くなることから、調達先からの証明書類が本当に伐採時の合法性を担保するものなのか不安を感じている事業者も存在し、信頼性の確保、さらに確認に係る経費の確保が課題となっていた(7.6 節)。

12. 分別管理、記録の保存及び責任者の設置

分別管理について回答のあった 21 事業者のうち、合法性の確認が取れる木材のみを調達するため分別管理は必要ない 8 事業者を除いた 13 事業者のうち 8 事業者は分別管理を行っていた(8.1 節)。一方、調達段階では合法性が確認できた木材とできなかった木材を区別したとしても、その梱包を解いて様々な製品に加工する中でトレーサビリティが失われてしまうため、分別管理を行うことが困難であり、行っていないと回答する加工事業者も存在した。また、今回の調査において、分別管理を行っていると回答した建築建設事業者はいなかった。

分別管理を行っている 8 事業者のうち、7 事業者は物理的に保管場所を分けていたが、全国に販売拠点を持つプレカット事業者は、データベース上での管理を行っていた(8.1 節)。

また、データの管理について回答のあった 19 事業者のうち、10 事業者は合法性に関する情報を紙ベースで管理、12 事業者は電子データとして社内のデータベースで管理しており、うち 2 事業者は両方で管理していた(8.2 節)。特に先進的な流通事業者は、入荷した商品を社内データベースに入力する際に合法性の確認情報も入力させ、その出荷の際の伝票に合法性情報が自動的に記載されるようにシステムの修正を行い、省力化を達成していた。同様のシステムを構築している流通事業者は 30 年度事業でも報告されている²⁴。

²³ 平成 30 年度グリーンウッド法定着実態調査事業報告書 p49, 45

<<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/jouhou/pdf/r1/r1report-jittai.pdf>>

²⁴ 平成 30 年度グリーンウッド法定着実態調査事業報告書 p41

CW 法が求めるように、川下の事業者まで入荷した全ての木材・木材製品に対する合法性の確認が行われるようになるためには、合法性の確認できた木材しか調達しないという事業者が一般化するとともに、調達先が多岐にわたり、複雑な加工を行う場合でも、入荷と出荷の情報が紐づけられ、合法性の確認の有無情報を出荷先に伝達できるシステムが木材関連事業者に普及することが重要になってくると考えられる。

13. 譲り渡しの措置

流通・加工事業を実施している 4 事業者は、販売先の要望の有無にかかわらず合法性が確認された木材の全てについてその情報を提供していた。他の 12 事業者は、グリーン化事業の申請などに合法性証明書を必要とする販売先の要請があった時のみ情報の提供を行っていると、その中には合法性を確認している木材のみを調達している 4 事業者も含まれていた(9.2 節)。

一方、第二種木材関連事業における合法性の確認については、調達先への確認作業が大きな負担になっており(7.6 節)、CW 法が求める、国内に流通する全ての木材・木材製品が合法性の確認されたものとしていくためには、納入先からの請求の有無に依らず、販売側が全ての木材・木材製品について確認した合法性の情報を納入先へ提供させていくことが重要であると考えられる。

14. クリーンウッド法に基づく事業者の登録と取組の関係

ヒアリングを行った事業者のうち、CW 法登録事業者は 7 事業者であった。CW 法への登録理由として、5 事業者は外構部木質化支援事業、JAS 構造材利用拡大事業、過剰木材在庫利用緊急対策事業などの補助事業取得や、国有林材の安定供給システム販売での加点であると回答し、4 事業者は自社の社会的評価の向上、3 事業者は業界団体からの要請・指導を挙げた(10.2 節)。

これらの登録事業者の調達の際の取組を見ると、契約や調達の都度、全ての入荷に対して合法性の確認を行っている事業者が多かったが(4.3 節)、合法性が確認できる木材のみを調達していると回答した事業者は 2 事業者のみ(4.1 節)で、前述(11.2 節)のように、登録はむしろ輸入先から書類が出てきたとしても合法性の確信が持てないものは全て未確認材として取り扱うという厳密な対応(5.1 節)を促していると考えられた。

CW 法の事業者登録のコストについて、大部分の事業者はすでに GL に基づく業界の団体認定を得て事業者が行う証明に係るシステムを持っていたことなどから、比較的容易に登録できたと回答し(10.3 節)、団体認定による自主的な取組を実施していたことが CW 法に基づく事業者登録のハードルを下げていると考えられた。

今回の調査では、ヒアリング先の 28 事業者のうち 21 事業者が CW 法の登録を受けていなかったが、登録していない理由としては、販売先・消費者へのアピールになるとは考えにくい、自社の社会的

<<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/jouhou/pdf/r1/r1report-jittai.pdf>>

評価につながるとは考えにくい、という回答が多く、特に家具や建築建設などの川下の事業者の間で多かった(10.6 節)。また、建築建設事業者の間では、登録制度を理解していないという回答も多かった(10.6 節)。このため、登録木材関連事業者に対する補助事業のようなインセンティブだけではなく、川下の事業者や社会一般への登録制度のさらなる普及啓発が重要である。

また、17 事業者が CW 法の登録事業者制度に関する情報を業界団体のセミナーによって得ていたこと(10.1 節)、CW 法で求める合法性の確認や確認した情報の納入先への提供に、GL に基づく団体認定を得て事業者が行う合法性証明書を用いている事業者が多いこと(5.1 節、6.1 節、7.1 節)、団体認定による取組を行っている理由として業界団体からの要請・指導を挙げる事業者が多かった(10.7 節)ことなどから、CW 法登録事業者の拡大に向け、業界団体をはじめとする関係機関とのより一層の連携が重要である。

○ 参考資料 質問票

2020 年国内事業者ヒアリング項目

目次

1. 事業の概要.....	50
2. 事業者認定・登録制度.....	51
2.1. 平成 18 年林野庁ガイドラインに基づく、合法木材供給事業者の認定.....	51
2.2. クリーンウッド法に基づく、登録木材関連事業者への登録.....	52
3. 木材・木材製品の調達.....	55
3.1. 全事業者に共通の質問.....	55
3.2. 第一種の対象となる輸入材の合法性確認についての追加質問.....	57
3.3. 第一種の対象となる国産材丸太の合法性確認についての追加質問.....	58
3.4. 第二種の対象となる木材・木材製品についての追加質問.....	59
4. 木材・木材製品の管理.....	60
5. 木材・木材製品の譲り渡し／販売.....	60

1. 事業の概要

1.1.1. 会社名：

1.1.2. 法人形態：

1.1.3. 従業員数：

1.1.4. 資本金：

1.1.5. 2019年度のおおよその売上高：

➤ 過去5年間の変化

1.1.6. 所属する業界団体名：

1.1.7. 事業者から頂いた資料（あれば）

1.1.8. 事業内容につきまして、該当するものに○（複数選択可）をご記入願います。

※複数の場合、メインの事業（売上高における割合）がありましたらお知らせ下さい。

- 国内での丸太生産（自社林を含む）
- 海外での丸太生産（自社林を含む）
- 木材・木材製品の三国間貿易
- 丸太の輸入
- 木材製品の輸入（製材品、合板、各種ボード類（MDF、PB、BB等）、住宅用木材製品（窓枠、ドア等）、家具、チップ、その他具体的に：（ ））
- 国内での丸太の流通（原木市場など）
- 丸太、木材製品（上と同じ品目）の輸出
- 木材加工（製材、プレカット、合板など木質ボード、フローリング、チップなどの製造）
- 木材を材料とする家具製造。主な製品、またその主要な部材はどのようなものでしょうか。
➤
- 木材製品の国内流通
- 木材を材料とする建築・建設（工務店、ハウスメーカー、ゼネコン、建設事業者など）
➤
- 木材を原料とする紙・パルプ製造
- 木質バイオマスを燃料とする発電
➤ 自家発電のみですか？売電を行っていますか？「電気事業者による再生可能エネルギー電機の調達に関する特別措置法に規定する認定」を受けていますか？
- 木材・木材製品の消費者向け小売
- その他の木材・木材製品を扱う事業（具体的に：（ ））
- 木材・木材製品を扱っていない

→第一種（輸入材、国産材）、第二種のどれを行っているかによって、該当する追加質問項目（3.2、3.3、3.4）にもご回答をお願いします。

■複数の事業所を持つ場合

1.1.9. 全事業所のうち、どの事業所が上記の木材・木材製品を取り扱う事業所に相当するか？各事業所はどのような連携関係になっていますか？

1.1.10. 合法伐採木材等の取り扱いやクリーンウッド法への対応に関する方針、行動規範、今後の目標などはありますか？

1.1.11. 登録状況・保有する認証（該当するものに○。複数選択可）

※何年に登録されましたか？登録内容の追加などは行いましたか？

• 平成18年林野庁ガイドラインに基づく、業界団体による合法木材供給事業者認定

※建設・建築のみを行っている事業者は認定制度の対象ではないことに留意

- クリーンウッド法における第一種木材関連事業者登録
- クリーンウッド法における第二種木材関連事業者登録
 - 一部の木材製品、事業所、工事現場、プロジェクトのみを登録している場合は、それ内容をごお知らせ下さい。
- 都道府県による森林・木材の認証等 ※該当する都道府県名もお知らせ下さい。
- 森林認証（FSC, SGEC, PEFC）
- その他
- なし

2. 事業者認定・登録制度

2.1. 平成18年林野庁ガイドラインに基づく、合法木材供給事業者の認定

※建設・建築のみを行っている事業者は認定制度の対象外ですので、2.2. に進んで下さい。

■認定を受けている場合

2.1.1. 何年に認定を受けられましたか？

2.1.2. 認定を受けた／受けている理由はどのようなことからでしょうか？（該当するものに○。複数選択可）

- 自社の社会的評価の向上
- 従業員の士気の向上
- 環境団体からの要請・指導
- 業界団体からの要請・指導
- 行政からの要請・指導
- 合法木材が国や地方自治体への販売の要件となっていたため
- 合法木材が国や地方自治体の補助事業の採択要件となっていたため（補助事業名を記載）
- 取引先・消費者へ自社の製品をアピールするため

- 実際取引先・発注者から求められたため
 - 仕入先から求められたため
- 等

2.1.3. 認定団体はどちらでしょうか？

2.1.4. 認定団体による研修などは受けておられますか？ご出席されている場合、頻度はいかがでしょうか？

■認定を受けていない場合

2.1.5. 認定を受けていない理由はどのようなことからでしょうか？（該当するものに○。複数選択可）

- 自社が認定事業者制度をよく理解していないため
- 認定手続きにコスト（金銭・時間）がかかるため
- ガイドラインに基づく合法証明付きの木材・木材製品の供給量が少ないため
- ガイドラインに基づく合法証明付きの木材・木材製品に対する需要がないため
- 認定を受けても自社の社会的評価の向上や、その他メリットがあるとは考えられないため
- クリーンウッド法に基づく木材関連事業者の登録を受けたため¹
- 森林認証を活用した合法性の証明を行っており、それで十分なため
- 事業者独自の取組による合法性の証明を行っており、それで十分なため

<以下第一種木材関連事業の場合>

- 取り扱う木材・木材製品の中に、合法的に伐採されたことを確認する手法が分からない／できないものを含む（可能性がある）ため
- 取り扱う木材・木材製品の中に、合法的に伐採されたことを確認することは可能ではあるが、確認に金銭的コスト・時間的コストがかかりすぎるため

等

2.2. クリーンウッド法に基づく、登録木材関連事業者への登録

2.2.1. クリーンウッド法の登録木材関連事業者制度に関する情報はどのように得られたでしょうか？（該当するものに○。複数選択可）

- 業界団体などによるセミナーへの参加
- インターネット（クリーンウッドナビなど）
- 登録木材関連事業者制度についてよく知らない

¹クリーンウッド法では、全ての木材関連事業者が合法性の確認等の合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講じることになり、木材関連事業者のその判断基準は登録後も変わらないことに留意する。ただし、登録に当たっては行動規範の設定、登録後は年度報告や登録実施機関への協力が必要になるとともに、登録木材関連事業者の名称を使用することができる。

■登録している場合

2.2.2. 何年に登録されましたか？

2.2.3. 登録した／している理由・目的やメリットはどのようなものでしょうか（該当するものに○。複数選択可）

- 自社の社会的評価の向上
- 従業員の士気の向上
- 環境団体からの要請・指導
- 業界団体からの要請・指導
- 登録が国や地方自治体の補助事業の採択要件となっていたため（補助事業名を記載）
- 販売先・消費者へ自社の製品をアピールするため
- 実際に販売先・発注者から求められたため
- 仕入先から求められたため

等

2.2.4. 登録実施機関はどちらでしょうか？

2.2.5. 登録のためにどれぐらいの追加的コストや手間がかかったか？

※人的、金銭的、時間的コストなど、例の内容について、できるだけ具体的にお知らせ下さい。

例：

- 申請書類の作成
- 責任者や担当者の設置等の体制整備
- 行動規範等²の設定
- その他

等

2.2.6. 「登録木材関連事業者」という名称の使用方法についてお知らせ下さい（該当するものに○。複数選択可）。名称使用による取引先の反応がありましたらお知らせ下さい。

- 社員や役員の名刺に記載
- 自社のHPに記載
- PR用のリーフレットやパンフレット等に記載
- 営業所や展示場等の顧客が訪れる部屋などに掲示

²登録実施事務規程例別記様式1（登録申請書）において、登録実施機関は申請木材関連事業者に対し「合法伐採木材等の利用等に関する行動規範の設定（又は既存の行動規範や調達方針の見直し）を行った旨を記載するとともに、写しを添付する。」ことを求めることが記載されている。合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律に基づく木材関連事業者の登録の実施に関する事務事業の登録の申請要領において、全ての登録実施機関はこの登録実施規定例と同等以上の規定案を持つことが要求されていることから、全ての登録木材関連事業者は、行動規範を設定することが求められていることになる。

- 建設現場等の立て看板やのぼりに記載等

2.2.7. 登録によって上記の目的は達成されましたか？またメリットはありましたか？

■登録していない場合

2.2.8. 登録していない理由はどのようなことからでしょうか？

例：

- 自社がクリーンウッド法の登録制度をよく理解していないため
- 登録木材関連事業者への登録手続きにコスト（金銭・時間）がかかるため
- 合法性の確認または証明などがなされた木材・木材製品の供給量が少ないため
- 登録しても、販売先・消費者への自社の製品のアピールになるとは考えにくい
- 登録しても、自社の社会的評価の向上その他メリットが得られるとは考えにくい

<以下は第一種木材関連事業の場合>

- 取り扱う木材・木材製品の中に、合法的に伐採されたことを確認する手法が分からない／できないものを含む（可能性がある）ため
- 取り扱う木材・木材製品の中に、合法的に伐採されたことを確認することは可能ではあるが、確認に金銭的コスト・時間的コストがかかりすぎるため

等

3. 木材・木材製品の調達

3.1. 全事業者に通問の質問

3.1.1. 木材・木材製品の入荷・調達先について、該当するものに○（複数選択可）を記入して下さい。

- 国内の樹木の所有者（森林所有者または素材生産業者）から調達（※第一種国内）
- 自社が国内で所有している森林から調達（※第一種国内）
- 国内の樹木の所有者から販売の委託を受ける（※第一種国内）
- 海外のサプライヤーから直接調達（※第一種輸入）
 - サプライヤーとしては、伐採事業者、木材製品製造事業者、輸出代理事業者などがあります。
- 国内の原木市場や商社など、他の木材関連事業者から調達（第二種）
 - 例：製材工場、プレカット工場、製品市場・業者等など

→第一種（輸入材、国産材）、第二種のどれを行っているかによって、該当する追加質問（3.2、3.3、3.4）にもご回答下さい

3.1.2. 2019年度の、おおよその調達量、合法性確認の有無（立米／平米／トン）

	合法性の確認（#）を行った量		合法性の確認を行わなかった量	合計
	合法性の確認ができた量	合法性の確認に至らなかった量		
第一種の対象となる輸入材				
第一種の対象となる国産材丸太				
第二種の対象となる木材・木材製品				

#：「合法性の確認」とは第一種については我が国または原産国の法令に適合して伐採されたことの確認。第二種については、直接のサプライヤーが合法性を確認したことの確認。

→確認方法の詳細は追加質問（3.2、3.3、3.4）にてお知らせ下さい。

※可能であれば以下の点についてお知らせ下さい。

- 第一種の対象となる輸入材
 - 伐採国別、製品の種類別、樹種別の量
 - 直接のサプライヤーだけでなく、伐採国・地域までのサプライヤーチェーンの全体像を把握している場合、その内容。（特に中国、ベトナムからの木材製品など）
 - 各国におけるサプライヤーが複数いる場合は、それぞれの情報。
- 第一種の対象となる国産材丸太
 - 伐採された都道府県、国有林か民有林かまで把握されている場合、その内容。
- 第二種の対象となる木材・木材製品
 - 外国産材、国産材別の量、製品の種類別、事業別の量などの情報

3.1.3. クリーンウッド法で求められているものではありませんが、国内外のサプライヤーと売買契約を結ぶ際に、以下のような合法性に関する取り決めに盛り込んでいますか／サプライヤーに誓約書への署名を求めていますか？（該当するものに○。複数選択可）

- 合法的に伐採された木材のみを供給すること
- 森林認証材のみを供給すること
- 合法性を確認するために書類が必要であった場合、取引後であってもサプライヤーが提供する
- もし供給された木材に違法に伐採された木材が混入していたことが取引後に判明した場合、それにかかわる損害（登録事業者から除名されるなど）はサプライヤーが負担すること
- その他合法性に関する取り決め

■以下合法性の確認を行っている事業者のみへの質問

3.1.4. 合法性の確認は調達の都度（調達の前？後？）行っていますか、月次や年次その他定期的にまとめて確認していますか？

※書類や情報は全入荷に付随してサプライヤーから送られてくる場合や購入側が調達後に必要に応じて請求することによってはじめて送られてくる場合が想定されること、また、輸入材と国産材、第一種と第二種、サプライヤーによって異なる可能性があることに留意のうえ、お知らせ下さい。

3.1.5. 以下の合法性の確保作業はそれぞれどの部署が行っていますか？責任者についてお知らせ下さい？

- 調達先や調達品の決定
- 調達した木材・木材製品の合法性の確認・判断（第一種において輸入先の法令などの情報収集を含む）、そのデータの管理
- 分別管理
- 譲り渡す際の合法性に関する書類の発行

※会社レベルで一元化されているのか、事業所ごとに行っているのか？部署間・事業所間の情報共有はどのように行われているか、お知らせ下さい。

※木材・木材製品の種類によって担当部署が異なる場合、どのように合法性の確認をされているのかお知らせ下さい？

3.1.6. 合法性の確認を行っている場合、何年から確認を行っているのか？確認を始めたきっかけは何か？

3.1.7. 合法性の確認のためにどれくらいの追加コストが発生したのか？年間の追加コストはどのくらいかかっているのか？できるだけ具体的にお知らせ下さい。

3.2. 第一種の対象となる輸入材の合法性確認についての追加質問

- 3.2.1. 輸入している木材・木材製品について、どのような書類（合法性証明など）や情報（サプライチェーン情報など）を根拠に合法性を確認していますか？
- 3.2.2. 輸入先の国の法制度やその執行状況、当該樹種に関する違法伐採の状況などの情報収集を行っていますか？またそれに基づいて、合法性の根拠とする書類や情報（現地調査などを含む）やその取得頻度を変えていることはありますか？
- 3.2.3. サプライヤーから提供される情報以外の情報（樹種の DNA 同定、安定同位体分析による産地推定など）は利用していますか？
- 3.2.4. どのような情報源を利用して、上記の書類や情報が合法性の根拠として妥当であると判断していますか？
例：クリーンウッドナビ、サプライヤーからの情報、業界団体、コンサル、NGO など
- 3.2.5. 上記のそれぞれの情報源からどのような情報を得ていますか？例：合法性の根拠となる書類、違法伐採リスク
- 3.2.6. 輸入材について、合法性を確認することが難しい調達先、樹種、木材製品としてはどのようなものがありますか？
- 自社が取り扱っている木材・木材製品の中では？
 - 自社が扱っていない木材・木材製品の中では？
- 3.2.7. 取り扱っている輸入木材・木材製品のうち合法性が確認できない／疑わしいものについて、これまで行ってきた対処はどのようなものがありますか？今後はどのような対処を行う方針を持っていますか？
- 3.2.8. 輸入材の合法性確認を進めた結果、サプライヤーとの関係に変化はありましたか？
例：サプライヤーの変更、契約の長期化など
- 3.2.9. その他輸入材について、合法性を確認する際の問題点、課題

3.3. 第一種の対象となる国産材丸太の合法性確認についての追加質問

対象

- 樹木の所有者（森林所有者または立木を購入した素材生産業者）から譲り受けた（入荷、購入など）丸太
- 自社が所有している樹木の丸太
- 樹木の所有者から販売委託を受けた丸太

- 3.3.1. 調達する国産材丸太について、どのような書類（伐採届など）や情報（サプライチェーン等）を根拠に合法性を確認していますか？
- 3.3.2. 樹種、産地（都道府県や国有林／民有林）ごとの違法伐採に関する情報収集は行っていますか？またそれに基づき、合法性の根拠とする書類や情報（現地調査などを含む）やその取得頻度を変えていることはありますか？
- 3.3.3. どのような情報源を利用して、上記の書類や情報が合法性の根拠として妥当であると判断していますか？例：クリーンウッドナビ、サプライヤーからの情報、業界団体、コンサル、NGO など
- 3.3.4. 上記のそれぞれの情報源からどのような情報を得ていますか？例：合法性の根拠となる書類、違法伐採リスク
- 3.3.5. 国産材丸太について、合法性を確認することが難しい調達先や樹種としてはどのようなものがありますか？
- 自社が取り扱っている国産材丸太の中では？
 - 自社が扱っていないものの中では？
- 3.3.6. 取り扱っている国産材丸太のうち合法性が確認できない／疑わしいものについて、これまで行ってきた対処はどのようなものがありますか？今後はどのような対処を行う方針を持っていますか？
- 3.3.7. 国産材丸太の合法性確認を進めた結果、サプライヤーとの関係に変化はありましたか？例：サプライヤーの変更、契約の長期化など
- 3.3.8. その他国産材丸太について、合法性を確認する際の問題点、課題

3.4. 第二種の対象となる木材・木材製品についての追加質問

3.4.1. 入荷先から得た、合法性を確認したという書類はどのようなものでしたか？

例：納品書に記載、別紙など。その書類には他にどのような情報（例：クリーンウッド登録事業者番号、森林認証などの番号、樹種、産地、合法性を確認した旨など）が記載されていましたか？

3.4.2. （クリーンウッド法では要求されていないが）直接のサプライヤーのさらに上流まで遡って合法性を確認することがありますか？

3.4.3. 第二種木材関連事業において、合法性の確認を行うことが難しい調達先や樹種、木材製品はどのようなものがありますか？

- ・ 自社が取り扱っている木材製品の中ではどのようなものがありますか？
- ・ 自社が取り扱っていない木材製品の中ではどのようなものがありますか？

3.4.4. 第二種木材関連事業において、取り扱っている木材・木材製品のうち合法性が確認できない／疑わしいものについて、これまで行ってきた対処はどのようなものがありますか？今後はどのような対処を行う方針を持っておりますか？

3.4.5. 第二種木材関連事業において合法性確認を進めた結果、サプライヤーとの関係に変化はありましたか？例：サプライヤーの変更、契約の長期化など

3.4.6. その他第二種木材関連事業において合法性を確認する際の問題点、課題

4. 木材・木材製品の管理

4.1.1. 合法性が確認できる木材と確認に至らなかった木材の分別管理を行っていますか？
どのように行っていますか？

例：物理的に分けている、ロット番号、バーコードなどを与えてデータで管理

※流通のみを行っている木材・木材製品、加工も行っている木材・木材製品の双方についておしらせ下さい。

4.1.2. 調達した木材の合法性情報のデータ管理はどのように行っていますか？

- 紙ベースか電子データ管理か？
- サプライヤーごとの管理？荷口（パッキングリスト）ごとの管理か？
- データの保存はどのように行われているか？何年前のデータまで保存されているか？
- 何年ごろからそのようなデータ管理システムを構築したのか？これまでにどのような調達の仕方の変更がなされてきたか？
- その他工夫していることがあるか？

5. 木材・木材製品の譲り渡し／販売

5.1.1. 2019年度の製品の種類ごとの販売／出荷量（立米、トン）。

※過去5年間程度の販売量の推移、新型コロナの影響についてはいかがですか。

5.1.2. 販売先に対し、カタログやホームページなどで商品の合法性に関する情報は提供していますか？

- している場合、何年から行っていますか？

5.1.3. 譲り渡しの際に、販売先に対し、個別の商品についての合法性に関する書類を発行していますか？それはどのような形態のものですか？

例：納品書や契約書に記載、別紙など

■ 以下合法性に関する書類の発行を行っている場合

5.1.4. 合法性を確認したすべての木材について発行していますか、一部のみ（販売先から請求があった製品など）について発行していますか？

※販売後に期間が経ってから販売先から合法性に関する書類の請求があることもありますか？

※第一種業務・第二種業務それぞれでの実施状況（合法性に関する書類の発行）はいかがでしょう

5.1.5. 自社が発行した合法性に関する書類の控えはどのように何年間保管していますか？